

# 京都の文化財

第二〇集

京都府教育委員会

## 序 文

昭和五十七年四月に京都府文化財保護条例が施工されて以来、国指定の文化財だけでなく、府内各地の身近な文化財に対する新たな関心があくまされてきました。こうした文化財は、京都の歴史や文化を理解する上で、また新しい京都の文化を創造していく上で大変重要な意味をもっています。これらの文化財を守り、後世に伝えていくことは、私たち京都府民の責務であるとともに、これらを新しい文化の創造と発展して有効に活用することが、現在の生涯学習社会においてますます大切になってきています。

京都府教育委員会では、条例に基づく第二十回目の文化財の指定・登録・決定を行い、平成十四年三月二十六日付けで公示しました。今回の指定・登録・決定は合わせて十六件で、これまでの合計は六二八となりました。このうち、三十一件が国の重要文化財等に指定され、そして登録文化財一件の取消しにより、現在の指定等の実数は五九六件となっています。

この『京都の文化財第二十集』は、今回指定、登録、決定等を行った文化財を紹介したものです。刊行に当たり文化財所有者、関係機関各位に多大な御協力をいただいたことに対し感謝申し上げますとともに、本冊子が、府内の数多くの文化財の保護と活用に役立てば幸いです。

平成十五年二月

京都府教育委員会

教育長 武田

暹

## 凡例

- 一、本図録は第二〇回京都府指定・登録文化財及び文化財環境保全地区を収める。
- 二、掲載の順序は、建造物をはじめ種別ごととし、各種別内においては指定・登録の順とした。
- 三、本文の掲載は原則として次のとおりとした。  
名称 員数 指定・登録の別 所在地の住所 所有者 法量・構造形式等  
時代 解説
- 四、本文は文化財保護課員が執筆、編集した。なお、各文末に執筆者名を記した。

# 目次

## 序文 凡例

## 有形文化財

### 建造物

芳春院

京都市

1

靈屋（芳春院） 靈屋（瑞龍院）

昭堂（呑湖閣） 打月閣 表門 墓參門

德禪寺

京都市

4

桂春院

京都市

6

本堂 庫裏 書院 表門

西山神社

亀岡市

8

尾藤家住宅

加悦市

10

主屋 奥座敷棟 内蔵 新座敷棟

雜蔵 新蔵 米蔵 奥蔵

高倉神社

綾部市

13

## 美術工芸品

### 絵画

絹本着色星曼荼羅図

南山城村（真輪院）

15

絹本着色春日宮曼荼羅十六善神図

加茂町（海住山寺）

17

## 彫刻

木造毘沙門天立像

宇治市（正覚院）

19

## 工芸品

瑞泉寺伝来表具裂（瑞泉寺裂）

京都市（瑞泉寺）

22

## 典籍

大般若経

宮津市（成相寺）

25

北野天満宮古記録

京都市（北野天満宮）

27

## 歴史資料

特芳禅傑関係資料

亀岡市（龍潭寺）

30

## 無形民俗文化財

大送神社の綱引き

八木町

33

## 記念物

### 史跡

長者森古墳

夜久野町

35

## 文化財環境保全地区

高倉神社文化財環境保全地区

綾部市

37

京都府指定・登録文化財市町村別件数一覧表

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区

39

及び選定保存技術件数一覧表

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区

40

# 建造物

ほうしゅんいん  
芳春院

六棟（指定）

京都市北区紫野大徳寺町  
宗教法人 芳春院

霊屋（芳春院）

（一棟）桁行一間、梁行一間、一重、入母屋造、正面軒唐

破風付、鉄板葺

霊屋（瑞龍院）

（一棟）桁行一間、梁行一間、一重、入母屋造、正面軒唐

破風付、檜皮葺

昭堂（呑湖閣）

（一棟）桁行三間、梁行三間、二重、宝形造、西面及び北面突出部附属、銅板葺

面突出部附属、銅板葺

打月橋

（一棟）木造亭橋、桁行一間、梁行一間、一重、唐破風造、

両脇間反橋附属、切妻造、銅板葺

表門

（一棟）一間平唐門、本瓦葺

墓参門

（一棟）一間薬医門、本瓦葺

建立年代

霊屋（芳春院）元和三年（一六一七）「墓石銘」

霊屋（瑞龍院）慶長一九年（一六一四）「墓石銘」

昭堂（呑湖閣）文化二二年（二八一五）「露盤宝珠銘」

打月橋 文化二二年頃（二八一五頃）

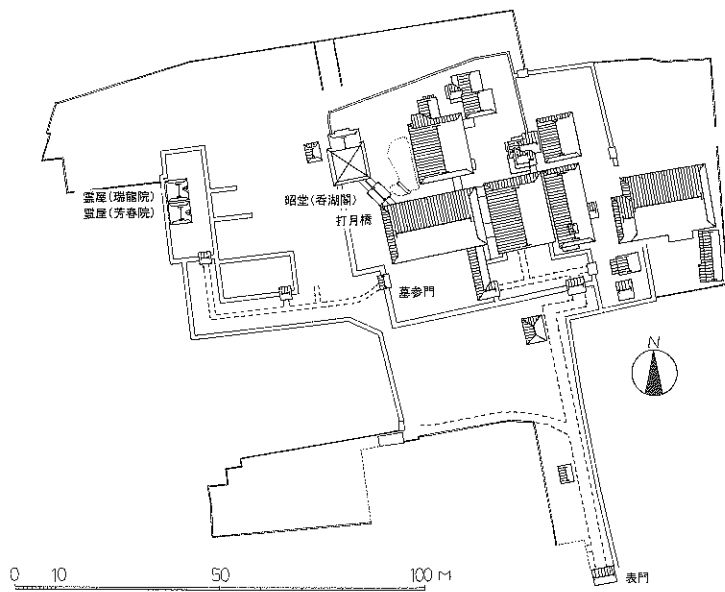
表門 慶長五年頃（一六〇〇頃）

墓参門 江戸時代中期、昭和六年（一九三二）移築

芳春院は、大徳寺の塔頭の一つであり、本坊の北に位置する。慶長一三年（一六〇八）に加賀前田家の二代藩主利長と三代藩主利常が母華岩宗富（お松）

のために菩提所として創建し、開山に大徳寺一四七世の玉室宗珀を招いたことに始まる。

創建当時の伽藍の様子は、天明八年（一七八八）京都奉行所に提出された建物絵図と添書の写しにより詳細に把握でき、客殿・庫裏・書院・小庫裏・昭堂等加賀百万石の大大名前田家の菩提所にふさわしい、大規模なものであったことがわかる。しかし、寛政八年（一七九六）二月一九日に火災にあい、敷地の西端に現存する二棟の霊屋他数棟を残し、建物の大部分を失うこととなる。被災後直ちに前田家の援助を受けて復興に取りかかり、翌寛政九年（一七九七）閏七月には、焼失前とほぼ同じ規模の建物が計画された再建願を奉行所に提出し、寛政一〇年（一七九八）より工事が着手されている。



配置図

明治維新後、廃仏棄釈や大政奉還により前田家の援助が一時的に受けられず、客殿や庫裏等を売却するなど、一時期衰退していたが、明治十二年（一八七九）には客殿と庫裏が再建されている。この客殿は、妙心寺南門前にあった塔頭慈性院のもの（文政六年建立）を譲り受け再建されたことが、文書より確認できる。大正五年頃（一九一六頃）には、当時侯爵であった前田家の援助を受けて、書院等の新築、庫裏や客殿の増改築、昭堂・打月橋の修繕等多くの工事が行われ、ほぼ現在見ることが出来る景観が整えられた。

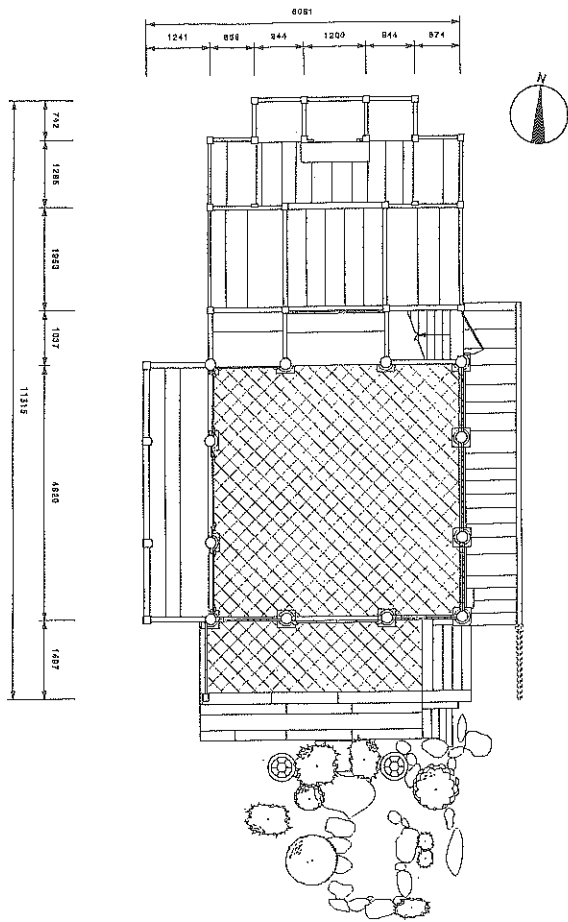
敷地西端にある前田家墓所に、前田利家の正室華岩宗富（芳春院）及び長子利長（瑞龍院）の霊屋が、それぞれ東面を正面として建てられている。

芳春院霊屋は、元和三年（一六一七）七月一六日に芳春院が亡くなった後、遺命により遺体を本院に送り、埋葬して建立されたと伝えられる。寛政八年の火災には難を逃れているが、昭和三五年（一九六〇）に屋根部分が火災にあい焼失し、桁から上部は隣接する瑞龍院霊屋を参考として修理が行われている。入母屋造平入、正面軒唐破風付きの方一間堂で、内部を拭板敷とし、中央に芳春院の石造五輪塔を安置する。正面中央には両開の棧唐戸を吊り込み、両脇の小壁に彫刻を配するほか、桁・台輪間にも彫刻を嵌め込む。

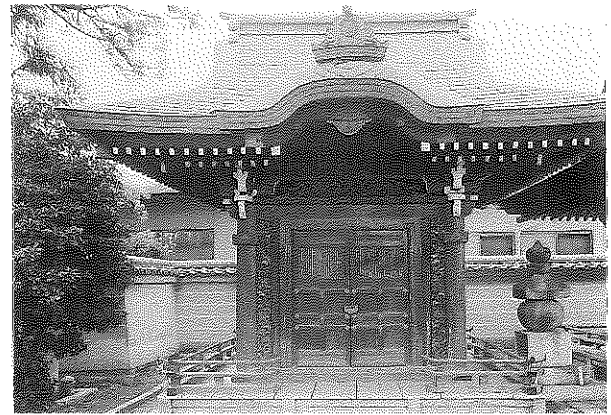
瑞龍院霊屋は、慶長一九年（一六一四）五月二〇日に亡くなった利長（瑞龍院）を祀る。規模・平面・構造形式等は芳春院霊屋とほぼ同じであるが、板壁外部に松、内部に聖衆来迎図が描かれ、鏡天井には二人の天女が描かれるなど、建物全体にわたり彩色が施されている点が異なる。

両堂とも近世初期の大名家の霊屋建築として貴重である。特に瑞龍院のものは、改造の痕跡がなく、木部の大部分に極彩色が施されるなど、同時代の霊屋建築と比較しても優れたものの一つである。

昭堂（呑湖閣）は客殿の北西に南面して建つ重層楼閣建築で、開山玉室の師春屋の像や壇越の位牌を安置する。寛政八年の火災により焼失したが、文化一二年（一八一五）に再建されたことが露盤宝珠銘等から判明する。昭和に入り、屋根は檜皮葺から銅板葺に改められている。下層は方三間の昭堂に、西側面に位牌壇、北側に祠堂が附属する。床は瓦四半敷、天井は中央一間四



昭堂（呑湖閣）平面図



霊屋（芳春院）



霊屋（瑞龍院）

方を折上格天井とし、折上部分のみ吹寄せの棹を付けている。上層は方一間で天神を祀っており、天井全体が折上格天井となっている。屋根は宝形造で、頂部に銅製の露盤宝珠を載せる。祠堂部分は北側に妻面を見せる入母屋造とし、中央奥に春屋の木造を安置する。望楼風の上層をもつ異色の昭堂に、開山尊像と位牌壇を備えた祠堂を組み合わせた、他に例のない建築である。建立年代も判明しており、歴史的に貴重な建物である。

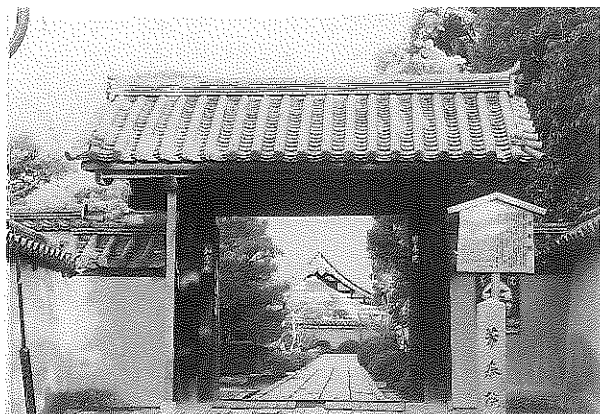
打月橋は、本堂と昭堂の間にある池を跨ぎ両堂を繋ぐ、屋根付きの亭橋である。寛政八年の火災によって焼失した後、昭堂と同時期に再建されたと考えられる。池上に方一間の建物を造り、その両翼に梁行寸法を縮めて反橋を懸ける。屋根は中央向唐破風造、両脇切妻造で銅板葺となっているが、当初は檜皮葺またはこけら葺であった。山内では他に例を見ない異色の建物であり、昭堂と一体となって軽快な空間を創り出している。

表門は近世この土地に存在した清泉寺せいせんじの門であり、墓股の形や渦の彫り方に桃山風の雰囲気があることより、同寺が山内に移される慶長五年頃（一六〇〇頃）建立されたものと考えられる。一間平唐門で、現在屋根は切妻造風に改造され、本瓦葺とするが、本来は檜皮葺であったと考えられる。当初の意匠を失っているが、復原は可能であり、大徳寺の歴史を考える上でも重要な門である。

墓参門は昭和六年（一九三二）に本堂西側の土塀に移築された門であり、尼崎から京都市内に移転することになった大徳寺派栖賢寺せいけんじの門を譲り受けたと伝えられている。小型の一間薬医門であるが、全体に線形彫刻を施した部分が多く、瀟洒な門に仕上がっている。起りの付いた屋根には現在本瓦が葺かれているが、本来は檜皮葺またはこけら葺であった可能性がある。建立年代も江戸時代中期に遡るものと考えられ、芳春院の歴史を考える上で重要な建物である。

以上のように芳春院は、江戸時代初期から後期にかけての多彩な建築が残っており、大徳寺の歴史上、さらには広く禅宗建築を考える上でも、学術的・歴史的価値が高い。

（竹下 弘展）



表門



昭堂（呑湖閣）



墓参門



打月橋

# 徳禅寺

一棟 (指定)

京都市北区紫野大徳寺町

宗教法人 徳禅寺

客殿 (二棟) 桁行二〇・〇メートル、梁行一五・九メートル、一重、入

母屋造、棧瓦葺

附 玄関門 一棟

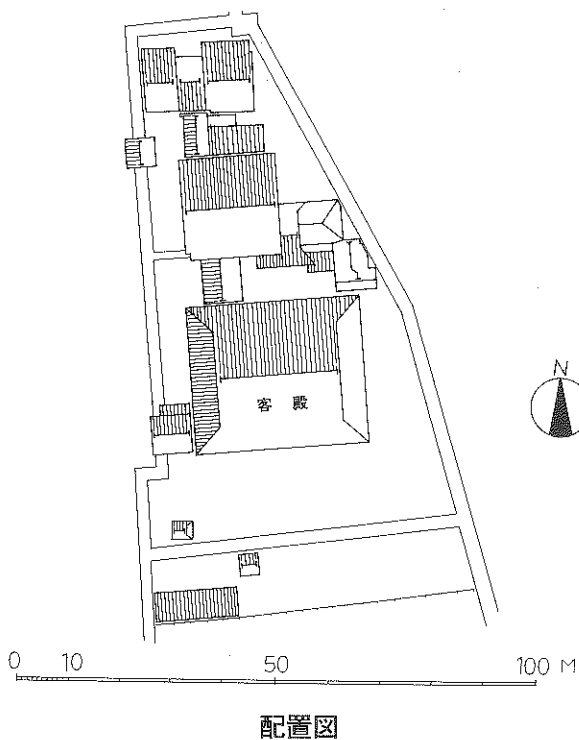
桁行二間、梁行一間、一重、切妻造、棧瓦葺

建立年代 客殿 慶長年間 (一五九六―一六一五)

徳禅寺は、大徳寺の開山宗峰妙超しゅうほうみょうちょうの後を継ぎ、大徳寺第一世となった徹翁てつとう義亨ぎこうが貞和三年 (一三四七) 頃大徳寺山内に開いた寺院である。徹翁は宗峰の寂後わずか五日のちの建武四年 (一三三七) 一月二七日に、大徳寺住持に任ずる院宣を賜わり、以後応安二年 (一三六九) 五月に七五歳で入滅するまでの約三〇年間、大徳寺の長老として門派の発展の基礎をつくった。さらに、後伏見天皇の第四皇子であった天台座主・梶井門跡の帰依を受け、大徳寺の南に隣接していた門跡の里坊である紫野坊の北側の地を譲り受け、ここに徳禅寺を創建したと伝えられる。この敷地は、今の徳禅寺の地を北限とし、南は養徳院ようとくいんや南西の黄梅院おうばいいんを含み、現在の北大路に達する広大な土地であったと考えられる。その後、応仁元年 (一四六七) 兵火により被災し、堺の豪商により再興されたと伝えられるが、おそらくその復興は中心的な施設にとどまっただと考えられる。延徳四年 (一四九二) には、敷地の南西隅 (現在の黄梅院南東の一角) 東西一五丈、南北一三丈の敷地を、松源院しょうげんいんに分割譲渡している。さらに永正四年 (一五〇七) には、南側の土地を養徳院に売却している。これらにより一六世紀の前期には現在の敷地面積に近い状態になっていたと考えられる。

近代に入り、明治七年 (一八七四) には大徳寺の別院と称することが許可された。当時の敷地面積は六八五坪で、建物は客殿・玄関門・門・鎮守堂のみで、庫裏を失っていたことがわかる。現在の庫裏は、昭和初期に京都市内の民家を移築したもので、その他茶室・蔵・一枝軒等は昭和二〇年以降新築整備され、今日に至っている。

客殿は、慶長年間 (一五九六―一六一五) に大徳寺一三五世宝叔宗珍ほうしゅくそうちんの代に再建されたと伝えられている。その後真前を北縁側に突出させる改造を一五六世江月宗玩かうげつそうがん (一五七四―一六四三) が行ったといい、客殿内の障壁画を狩野探幽かのうたんゆうが描いたことを考慮すると、寛永年間 (一六二四―一六四四) の末頃改造されたものと考えられる。昭和九年 (一九三四) には室戸台風の倒木により玄関門部分に破損を受け、修理を行っていたほか、昭和二十七年から二九年 (一九五二―一九五四) にかけて半解体修理を行い、筋違・火打梁・広縁繫梁等を新たに挿入して構造補強している。昭和三四年 (一九五九) には、南正面側の広縁部分に畳を敷き込み、ガラス戸を建て室内としている。





桁行一〇間、梁行八間の大型建物で、六間取の方丈形式、西面南端に直廊の玄関門が附属する。本来四周に幅一間の広縁と落縁が付くが、現在正面南側と東側前面より四間分は畳を敷き、建具により囲われた屋内になり、西側も落縁部分に腰高障子を入れ室内に取り込んである。北側背面には庫裏に通じる吹き放し廊下と竹簀子の走り・井戸・流しが取付く。内部は、室中南面中央間に本来棧唐戸が吊込まれ、他の入側柱筋には二枚ないし四枚の舞良戸を建込み、前面中央に二四畳大の室中、その左右に一六畳大の畳敷の部屋を造る。これら三室の部屋境には襖を建てるが、上部には竹の節欄間を入れ開放とし、高い位置に一連の棹縁天井を張ることで、広い一室として用いることも出来るようになってある。背面の中央部分は拭板敷で、両脇に方一間の位牌壇を構え、中央二間分は奥行き一間の前室と背面広縁に突出する奥行き一間半の真前とする。位牌壇の背面は西側を方一間の眠蔵、東側は東より半間を眠蔵、西半間を真前側から用いる仏壇としている。さらに、背面両脇間はそれぞれ八畳間としている。軒は一軒疎垂木で化粧木舞を見せ、屋根を入母屋造とし、妻には木連絡格子を嵌める。現在は棧瓦葺とされているが、当初は檜皮葺であったと推定できる。

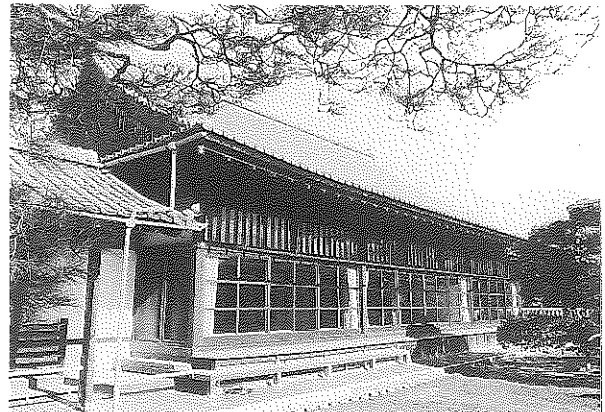
玄関門は、客殿西面南側広縁の延長上に桁行二間、梁行一間の直廊として取付いている。西側を正面とし、直接外部の参道に面している点は、大徳寺山内に例を見ない。床を四半瓦敷とし、軸部は正面のみ丸柱、他を面取角柱とする。西側正面には板扉を吊り、頭貫上に弓欄間を嵌める。南側東の一間と東側は開放とし、南側西の一間と北側のみ地覆・腰貫・頭貫を付け、部材間を漆喰壁仕上げとする。軒は一軒疎垂木で化粧木舞を見せる。屋根は現在棧瓦葺であるが、当初は客殿同様檜皮葺であったと推定できる。

大徳寺には中世から近世にかけて建立された客殿が、国宝・重要文化財として指定され現存している。しかし、慶長期の遺構は山内でも当建築以外には存在しておらず、大徳寺の客殿変遷の歴史を知る上で、欠くことの出来ない貴重な遺構である。

(竹下 弘展)



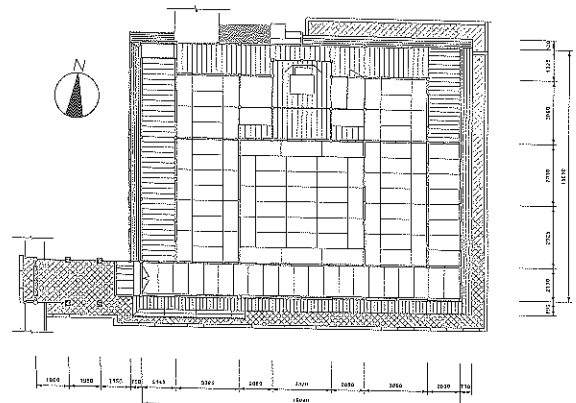
客殿内部



客殿全景



玄関門



客殿平面図

桂春院  
けいしゅんいん

四棟 (指定)

京都市右京区花園寺ノ中町

宗教法人 桂春院

本堂 (一棟) 桁行一三・一メートル、梁行一二・〇メートル、背面及び

西面突出部附属、一重、入母屋造、棧瓦葺

附 大玄関 一棟

桁行二間、梁行一間、一重、両端唐破風造、本瓦葺

庫裏 (一棟) 桁行北面一三・〇メートル、南面一〇・九メートル、梁行

正面一五・五メートル、背面一四・五メートル、一重、切妻造、妻入、南面本堂間廊下棟及び小玄関附属、棧瓦葺

書院 (二棟) 桁行七・二メートル、梁行西面七・〇メートル、東面七・七

メートル、一重、東面切妻造、西面庫裏に接続、東面庇付、棧瓦葺

表門 (二棟) 一間薬医門、棧瓦葺

建立年代 本堂 慶長年間(一五九六—一六一五)

庫裏 江戸時代中期

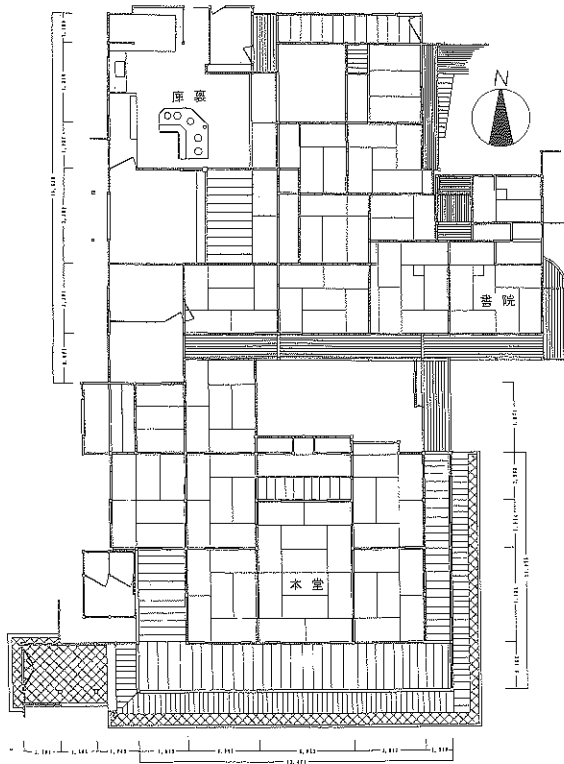
書院 江戸時代前期

表門 慶長年間(一五九六—一六一五)

桂春院は、妙心寺境内の東北隅に位置する東海派の山内塔頭寺院である。当寺に伝わる諸文書等によると、当地は慶長三年(一五九八)に見性院の寺地として定められた所であり、寛永九年(一六三二)に石川老岐守貞政が、亡父木工衛尉光政の五〇年忌の追善供養を見性院で行った際に、両親の法名「天仙守桂大禅定門」と「裳陰妙春大姉」から桂と春の二字を選び、院号を桂春院に改めたのに始まるとする。

本堂は、六間取方丈形式で南面し、西側に大玄関を備える。正面及び西面

南半部は一間幅の吹放広縁を設けるが、東面は半間幅の入側縁とし、正面と東面には落縁が付く。本堂南側及び東側は先下がり地形となっており、前面に折矩状に庭園が広がっている。この庭園は、桂春院が創建された寛永期のものと考えられており、国の名勝庭園に指定されている。内部は一二畳の室中とその奥の仏間を中心にして、左右に六畳間が前後に並ぶ。この六畳間は室中と室境が一間食い違う間取りとなる。西側後室の西には六畳間が張出して附属する。東側後室北面には幅一間の奥行の浅い床の間を設け、床脇半間を壁とするが、その他の各室外廻りは西面張出し六畳間を除き、各柱間とも舞良戸内側明障子建てとする。室境は襖で仕切るが、室中と左右前室境上部は竹の節欄間として内法上を開放し、三室通しの猿頬天井を張る。仏間は前方半間通を板間としその奥半間通を供物壇、さらにその奥を奥行き半間弱の仏壇とする。室中と仏間との室境は金碧の襖を建て、上部は箬欄間とする。広縁は鏡天井を張り、南側東端は杉戸で閉ざすが、西側境は開放として上部に竹の節欄間を装置する。



配置図

本堂の建立年代については、文書等によると寛永八年（一六三二）夏に完成したとあるが、様式等からみるとそれ以前に遡ると考えられ、前身である見性院の本堂として慶長年間（一五九六―一六一五）に建立されたものを再化したと考えられる。その後の変遷を知るものとして、当院に寛保二年（一七四二）の建物絵図が所蔵されている。絵図と現状平面を比較すると、室中は奥行を二間半（現状は三間）とし、その奥に半間幅の仏間を設ける。仏間背後一間通りは東に三畳敷、その西半間は東西に二分して東は三畳敷に附属する物入、西は西室に面した床の間があったことが判明する。なお、屋根は明治期にこけら葺から棧瓦葺に改めている。

小規模であるが、慶長期の形態を残す貴重な遺構である。また、室中と左右間とが食い違う平面は、禅院客殿建築の中では類例がみられないものである。なお、狩野山雪筆とされる障壁画は、京都市指定有形文化財となっている。

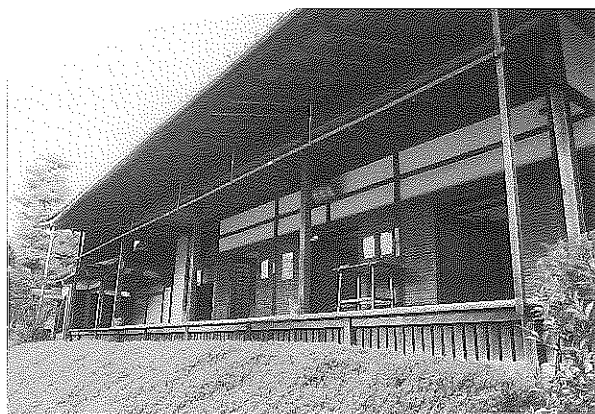
庫裏は、客殿の北側に建ち、東側に書院が続く。西を正面とし、本堂とは小玄関と本堂間廊下棟（現在六畳間）によって接続されている。前三間半は棟下に幅二間の広敷と広敷庭、その左手に台所、右手に七畳半間と六畳間を配し、畳の間以外は小屋組まで吹き抜けとする。背後には棟通りを境にして、南側に二室、北側に四室を配している。

建立年代についての記録はなく明らかでないが、軸部や小屋組の一部の材は古い様式をもっており、近世初期に遡る可能性もある。しかし、後世の改造が大きく当初の形態に復するのは困難である。近世初期の部材を一部使用するが、江戸時代中期頃に改造され、現況の形式になったと考えられる。

正面外観は組物などを一切用いず、柱・妻梁・束・貫だけで構成されている。妙心寺山内でも虹梁・海老虹梁・斗拱などを用いない正面構成をとる庫裏が数件見受けられる。また、慶長八年（一六〇三）建立の東福寺竜吟庵庫裏（国指定重要文化財）も同種の構成をもつなど、近世初期には禅院庫裏の型の一つとして定着していたことが知られる。その他、広敷と大廊下との中間に六畳間が介在して、直結していない点も特徴である。



書院



本堂



表門



庫裏

書院は、庫裏の東側に接しており、七畳の上の間と六畳の次の間からなる。上の間の北側東寄りには一畳の床の間を設け、西寄りは茶室とつながる。西側の下の間との室境は襖四枚建てとし、東及び南側は腰高障子を建て、外側に雨戸を引く。下の間は南側の東半間程を土壁とし、その西には差鴨居を渡して引違いの腰高障子を建てる。西側には南寄り一間半に巾の狭い板畳を入れ、北寄りには床状の壇を設けている。天井は、南一間を棹縁天井とするが、北寄り半間は垂れ壁を設けて化粧屋根裏天井とする。

建立年代について、文書等では寛永八年（一六三二）の本堂再興の際に、石川貞政の江州居館あるいは長浜城から移して造立したとある。また、当院所蔵の『桂春院建立以来曆年事实覚書』（寛保二年）では書院の障壁画（現存せず）を狩野山雪としていたことから、山雪没年の慶安四年（一六五二）以前の建立であると考えられ、江戸時代前期と推定される。

書院上の間北側に接する茶室は「既白軒」と称する三畳茶室で、南側東寄りに床を設け、西寄りは板の間とし、西側には水屋を附属させる。藤村庸軒（一六二二—一六九九）好みの席といわれており、書院と同じく寛永八年（一六三二）に移築したと伝えられる。しかし寛保二年絵図と現状とがやや異なることから、茶室は江戸時代中期以降に改築したものと考えられる。

表門は、境内西方に西面して建つ。山内塔頭の表門としては一般的な形式の間葉医門であるが、小型で裝飾も少なく簡素である。屋根は現在棧瓦葺であるが、当初はこけら葺であった可能性が高い。板葺の脚元が妙心寺塔頭表門に多い斜殺ぎ形であるが、猪の目は小さく古様を保っている。また、実肘木の繰形の形も良く、渦の線も細い。様式等からみると、本堂と同時期の慶長年間（一五九六—一六一五）に建立されたものであると考えられる。屋根を除き細部までほぼ当初の形式が良く保たれており、貴重である。

以上のように、桂春院は、慶長年間（一五九六—一六一五）建立と思われる本堂及び表門と、江戸時代中期に改造された庫裏、さらに江戸時代前期の書院といった塔頭寺院の主要な建物がよく残されており、近世初頭から中期にかけての禅宗塔頭建築を知る上で貴重な遺構である。（竹下 弘展）

## 西山神社

一棟（指定）

龜岡市畑野町千ヶ畑宮垣内  
宗教法人 西山神社

本殿（一棟）四間社流造、正面軒唐破風、正面二カ所千鳥破風付、こけら葺

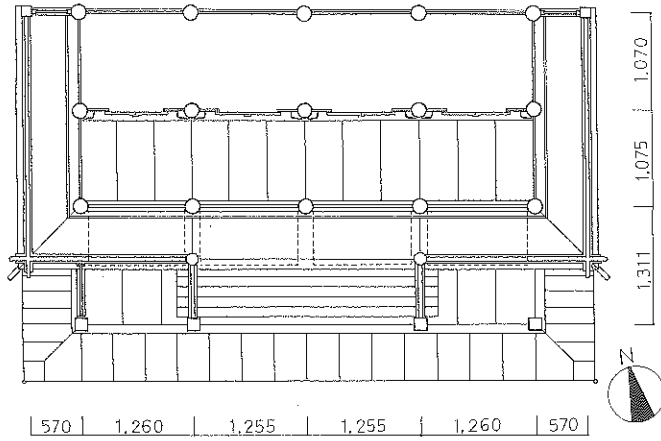
附 棟札 二枚

再興寶永元年龍集甲申九月七日上棟同十一日遷宮の記があるもの一  
奉納御棟札寶永元年申ノ九月六日の記があるもの一  
脇障子裏板 二枚  
普賢菩薩、文殊菩薩 各一枚

建立年代 本殿 宝永元年（一七〇四）

西山神社は、龜岡市畑野町千ヶ畑に鎮座する。創建由緒については詳らかでないが、近隣の法常寺所蔵の宝永二年（一七〇五）『西山神社御造宮記録』の巻頭には、当社は千ヶ畑村の氏神で、天正一八年（一五九〇）に牛頭天王・良持天王・山神・聖御前の四社を再造營したとある。おそらく中世からこれら四神を祀る社が存在していたものと考えられる。なお、氏子の人達は、当社は昔から「祇園さん」をお祀りしていると信じており、神紋には八坂神社と同じものを用いている。

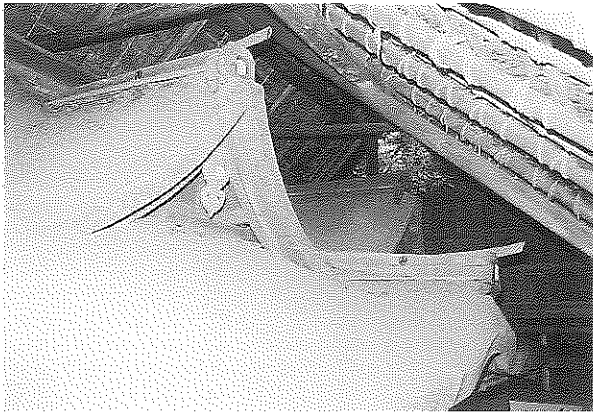
神社は、旧篠山街道沿いにあり、千ヶ畑集落の西手に位置する。境内は南北に細長く、参道入口の南端から本殿の鎮座する北端まで、雛壇状に四段構成となっている。参道入口には石燈籠や石鳥居が配され、二段目に拝殿が、三段目に八幡神社及び大神宮社が、そして四段目に覆屋によつて保護された本殿が建つ。覆屋内には本殿のほか、皇大神宮、藪田大明神、北國大明神、蘇民蔲来、神武天皇を祀る五棟の小社が建つ。現在の本殿は、先述の『西山



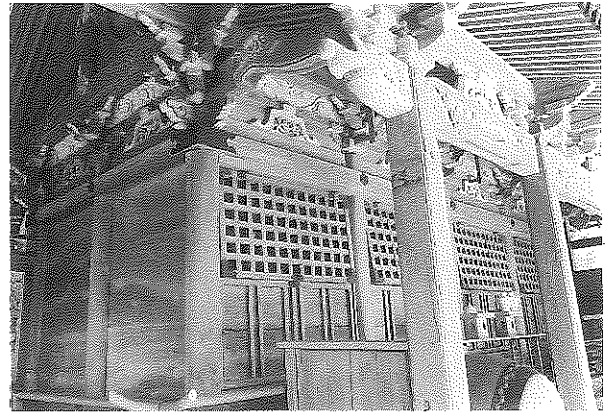
本殿平面図

神社御造営記録』よりその造営経緯が判明する。それによると、天正一八年（一五九〇）二月に再造営した本殿が老朽化し、雨霜が御神体を冒すまでになったので、千ヶ畑・広野両村の氏子達は新しい本殿の造営を計画したが、造営費用を用意することが困難であった。そのため、森の雑木を伐採し、頼母子講を企画し、富裕な氏子がより多く寄進をすることで造営費用を捻出し、ついに元禄一六年（一七〇三）九月二十九日に初杣山入、宝永元年（一七〇四）五月六日に新初、七月六日に柱立、九月一日に遷宮された、ということである。また、『西山神社御造営記録』及び棟札より、大工は播州三木郡中島の坂井市右衛門、絵師は広野村の福井治兵衛、屋根葺師は播州嶋下郡安威の吉田加兵衛、清右衛門、善右衛門、庄左右衛門であることが判明する。

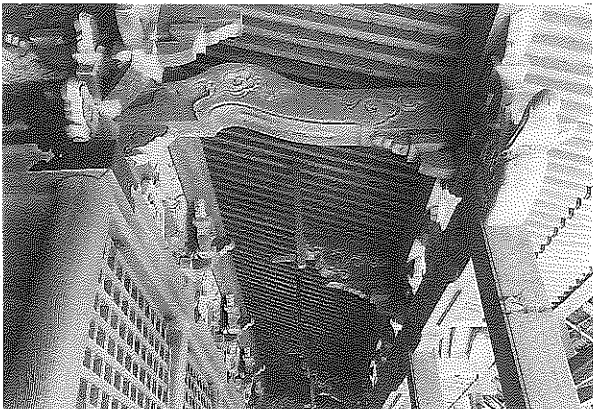
本殿は四間社流造、正面軒唐破風、正面二カ所千鳥破風付、こけら葺の建



本殿屋根



本殿全景



本殿向拝繫部分



本殿妻飾

物であり、正面向かって左より山神・牛頭天王（主祭神）・良持天王・聖御前の四神を祀る。身舎は内陣・外陣に分け、ともに拭板敷の一室とする。身舎の正・側面三方には高欄付きの樽縁を廻し、正面に木階五級を据え、浜床・浜縁を張る。向拝は中央の柱一本を抜き、全体で柱間三間とする。身舎は礎石上に丸柱を建て、二段の縁長押（ただし背面側は長押を廻さずに足固貫のみとする）、内法長押、頭貫等で通し固める。組物は出組とし、一面に雲紋の彫刻を付けた板支輪を四面にまわす。向拝は面取角柱を建て、頂部に虹梁形頭貫を入れる。柱上に梓肘木を組み、両端のみ連三斗とする。身舎と向拝とは両端二カ所を海老虹梁で繋ぎ、内側の柱筋には手挟を置く。身舎の正・側面の三面に幕股を飾るが、背面は絵画で幕股を表現するのみとする。妻は出組で虹梁を一手もちだし、その上に大瓶束をたて、左右に大きく脚を開いた笈形を付ける。

なお、脇障子裏板には極彩色で彩られた普賢菩薩と文殊菩薩の仏画が描かれていたが、明治期の廃仏毀釈の際に洗いがかけられたと考えられ、現在は判別しがたいものとなっている。極彩色の痕跡は、その他向拝や軒唐破風等にも部分的に残る。

亀岡市内の近世神社本殿建築には、京都に近接する地域としての保守的・伝統的技法と、山陰道沿いの地域としての装飾的技法とが混在している。このうち、装飾的技法を持ち込んだのは播磨の大工たちであった。当建物は、播磨大工のうちでも出稼ぎ大工として各地に名を残している三木大工が造立している。当本殿を造営した坂井市右衛門もそのような一人と考えられ、法常寺勅使門（正徳六年）の建立にも携わっている。

背面側を簡略化しているが、建物全体としては丁寧に洗練された意匠となっている。『西山神社御造営記録』及び棟札により、その造営経緯・造営費用及び造営大工等が判明しており、覆屋内にあることから保存状況も良好である。形式的にあまり例のない四間社流造本殿であり、近世中期の神社本殿遺構として大変貴重である。

（竹下 弘展）

尾藤家住宅

八棟（指定）

与謝郡加悦町字加悦  
尾藤武四郎 他四名

主 屋

（二棟）桁行二・八メートル、梁行南面七・九メートル、北面八・九メートル、一部二階建、切妻造、四面庇付、棧瓦葺

奥座敷棟

（二棟）桁行七・〇メートル、梁行四・九メートル、二階建、東面入母屋造、西面切妻造、東面庇付、棧瓦葺

附

雪隠 一棟

内 蔵

（二棟）土蔵造、桁行六・三メートル、梁行四・七メートル、二階建、両下造、棧瓦葺

新座敷棟

（二棟）桁行八・四メートル、梁行六・一メートル、二階建、半切妻造、棧瓦葺

附

浴室 一棟

桁行三・三メートル、梁行二・三メートル、一重、入母屋造、棧瓦葺

便所 一棟

雑 蔵

桁行二・四メートル、梁行二・三メートル、一重、切妻造、棧瓦葺

新 蔵

（二棟）土蔵造、桁行六・四メートル、梁行四・五メートル、二階建、両下造、棧瓦葺

米 蔵

（二棟）土蔵造、桁行五・九メートル、梁行五・四メートル、二階建、切妻造、棧瓦葺

奥 蔵

（二棟）土蔵造、桁行一〇・九メートル、梁行七・五メートル、二階建、切妻造、棧瓦葺

附 露地門 一棟

一間薬医門、棧瓦葺

庭塀 二棟

露地門西方延長〇・九メートル、露地門東方折曲り延長二二・九

メートル、各棧瓦葺

棟札 一枚

慶応元年甲丑歳六月十九日棟揚の記がある

建立年代 主 屋 慶応元年（一八六五）〔棟札〕

奥座敷棟 慶応元年（一八六五）〔棟札〕

内 蔵 慶応元年（一八六五）〔棟札〕

新座敷棟 昭和初期

雑 蔵 慶応元年（一八六五）〔棟札〕

新 蔵 昭和初期

米 蔵 慶応元年（一八六五）〔棟札〕

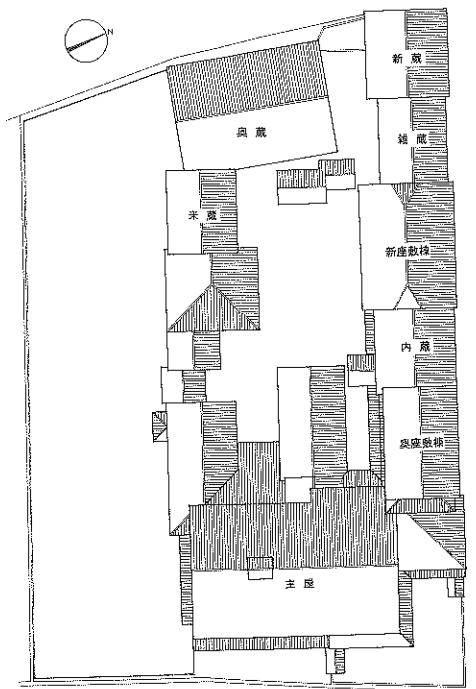
奥 蔵 江戸時代後期

加悦地区は、享保七年（一七二二）に当地域出身の手米屋小右衛門が西陣から縮緬製織技術を学んで後、丹後ちりめんの製造地として大いに繁栄してきた地区である。当地区には幕末から戦前にかけての隆盛時の姿を留める家並が良く残されており、近年では「ちりめん街道」として、加悦町を中心に歴史的景観を保存するための様々な取り組みが始められている。尾藤家住宅は、この「ちりめん街道」に面して建つ最も大きな住宅で、地区の中心的存在である。

尾藤家は、江戸時代中期から既にこの地域では有力な地位にあったようで、近在の天満神社には「元禄十四年願主尾藤氏」と刻印された石燈籠や、「享保十八年願主大庄屋尾藤善右衛門」と記された本殿棟札が残されている。縮緬製織技術が伝わった後は、尾藤家も生糸・縮緬問屋を業とし、ますます発展

していった。近代に入り、明治二年（一八七八）には五〇〇石積み北前船を所有し廻船業も営み、さらに生糸や縮緬取引のための支店を京都に出すなど、繁栄を極めていった。その後、宮津にあった醤油店を買い取って「合資会社袋屋醤油」として醤油製造業に転業し、現在もなお醤油業を営んでいる。現在の尾藤家住宅の主要建物は、棟札により慶応元年（一八六五）に建築されたことがわかる。これは「居宅（現在の主屋）」・「座敷（同奥座敷棟）」・「土蔵（同内蔵）」・「味噌蔵（不明）」・「米蔵（同米蔵）」・「雑蔵（同雑蔵）」・「雪隠（同奥座敷棟東に附属する雪隠）」が、文久三年（一八六三）三月から「建前」が始められ、慶応元年（一八六五）六月に「棟揚」が行われたものである。その後、主屋背面への女中部屋の増築や、昭和初期に先代の結婚に際し新座敷棟や新蔵が建築されるなど、順次増改築が行われ、現在に至っている。

主屋は前面道路に東面して建ち、正面の中央左寄りに入口を開く。入口を入ったゲンカン及びその奥は叩き仕上げの通り土間とし、奥には井戸や竈を置く。ゲンカン左側にはシモミセを設け、その脇に二階へ上がる階段を付ける。土間右側は四間取となり、土間に面した手前はミセ、その奥はダイドコとし、さらに後方に三畳間及び竈に取り付く板間が並ぶ。ミセの北室は北面



配置図

及び東面に縁を廻したザシキで、西面には床及び仏間、北面西寄りには付書院を設ける。ダイドコの北室は居間で、西側は後に半間増築し、この時に二階部屋も合わせて造られた。また、背面には女中部屋が突出した形で取りついている。

奥座敷棟は、主屋の居間北側に襖を隔ててオクザシキを設け、その西側に次の間、蔵前が続く。オクザシキ東面は庭に面して縁及び落縁を設け、北端に雪隠が附属する。蔵前には階段があり、二階には二室の和室を配するが、これらも後世に改築されて新たに造られたものである。

内蔵は、奥座敷棟の蔵前に扉を開き、西背面には新座敷棟の二階へ上がる階段が接続する。

新座敷棟は、一階和風・二階洋風と趣向を変えて造られている。また、階段踊場の窓にステンドグラスを嵌めこむなど、意匠を凝らしている。

雑蔵及び新蔵は、敷地の北西隅に東西に連続して建てられており、ともに南面へ入口を設け、内部は二階建とする。軒廻りの塗籠め方に相違があり、建築年代の異なることがうかがえる。

米蔵は、主屋の通り土間を抜けた奥にある供待の西に接属して建つ。

奥蔵は敷地の最も奥にあり、背後は裏道に接し、中央に扉を開く。内部は中央東西の通り部分を挟んで、北西寄りに北奥蔵、南東寄りに南奥蔵を設け、北奥蔵は二階建、南奥蔵は一階建てで上部は物置とする。なお、この奥蔵だけは他の建物と方向を異にして建てられており、また背面出入口庇持送りの渦文様等から見て、主要建物が建築される以前に廻る唯一の建物であると考えられる。

以上のように、尾藤家住宅は丹後ちりめん栄えた当地域の中で最も大規模な住宅で、地域の中心的存在であったことがよくうかがえ、地域産業の発展形態を知る上で重要な建物である。建築年代の明らかな江戸時代末期の主要建物をはじめ、昭和初期に至るまでの洋風建物や、土蔵などの建物が数多く残されており、丹後地域の近世末期から近代に至る商家建築を知る上で、貴重な遺構である。

(竹下 弘展)



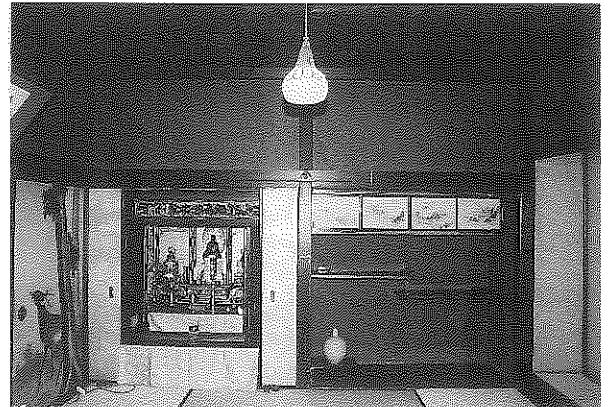
新座敷棟 2階リビング



主屋



奥蔵



主屋ザシキ



高倉神社 たかくらじんじゃ

一棟 (登録)

綾部市高倉町奥路  
宗教法人 高倉神社

拝殿 (旧本殿)

(一棟) 桁行三間、梁行二間、一重、切妻造、拝所桁行一間、梁行一間、一重、唐破風造、銅板葺

附 棟札 一枚

再建内延享三季寅六月吉辰の記がある

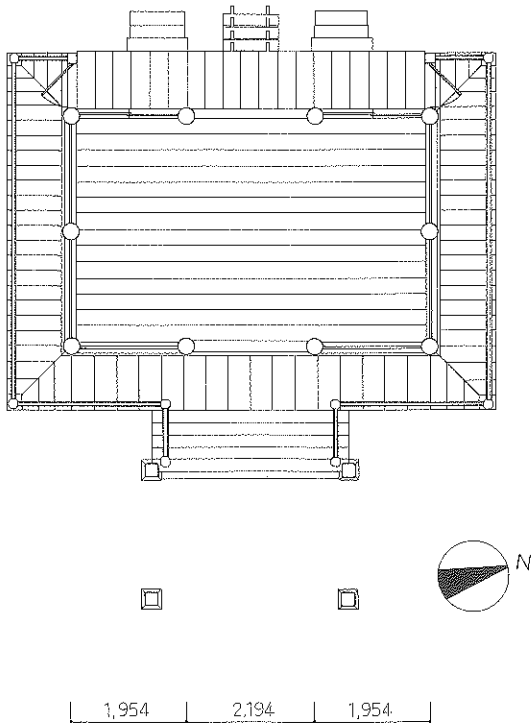
建立年代 拝殿 (旧本殿) 延享三年 (一七四六) 「棟札」

高倉神社は、綾部市高倉町に鎮座する旧吉美郷六ヶ村の総社である。治承の乱(一一八〇)後、吉美郷(現在の里町)にて死去した後白河天皇第二皇子高倉宮以仁王の御霊を、養和元年(一一八一)九月九日に当地に遷し、高倉天一位大明神として勧請したことに始まるという。中世の高倉神社については、史料等が残されていないため詳らかでない。江戸時代に入り、元文四年(一七三九)に火災に遭い、社殿をはじめ、旧記、神宝を焼失した。その後、寛保三年(一七四三)より本殿の再建に取りかかり、延享三年(一七四六)に遷宮するに至った。降って明治四三年(一九一〇)には、それまでの本殿を拝殿に改造するとともに、新たに本殿及び透塀等を造営した。なお、現在本殿に祀られている神像は、先述の火災時に被災したものであるという。また、毎年一〇月一〇日に行われる祭礼では、当社から御旅所まで御輿行列があり、その時奉納される「ヒヤソ踊」という田楽は、綾部市の無形民俗文化財となっている。

旧本殿である現在の拝殿は、寛保三年(一七四三)六月二十四日木切初、延享元年(一七四四)二月一日新初、延享二年(一七四五)十一月十三日上棟、延享三年(一七四六)六月五日遷宮されたことが棟札より判明する。そ

のほか、嘉永二年(一八四九)頃と明治四三年(一九一〇)にも大きな改修を受けていると考えられる。

拝殿は、桁行三間、梁行二間の切妻造建物に、方一間で唐破風造の拝所がつく。身舎は龜腹上に上部粽付きの丸柱を建て、地覆、切目長押、内法長押、頭貫等で通し固め、上部に台輪を置く。組物は尾垂木を付けた二手先とし、特に隅尾垂木は龍の形に彫刻する。中備は詰組とするほか、内法長押・頭貫間にも正・背面には欄間を、側面には大型の墓股を嵌め込む。内部は拭板敷の一室で、背面のみ一段高めた縁を四周に廻す。正面には木階五級を据える。拝所は礎石上に礎盤を置き、面取角柱を建て、頂部に虹梁形頭貫を入れる。中備として桁行方向の頭貫上のみ彫刻を配し、さらに、正面妻桁上部を彫刻で埋め尽くす。身舎と拝所とは海老虹梁で繋ぎ、拝所の桁上には手扶を四組置く。妻は二重虹梁大瓶束とするが、下段で二手、上段で一手虹梁を持ち出しており、妻壁を二段階で前面に押し出す。



拝殿 (旧本殿) 平面図

改造の痕跡をみると、拝所は当初身舎寄りの柱二本のみであり、嘉永期に柱二本を追加して現在の形になったと考えられる。また、内部は現在一室であるが、当初は梁行後ろより一間の間で内陣・外陣に分かれていたと考えられ、側・背面の建具の嵌る部分も、当初は板壁であったと考えられる。これは、明治期に本殿から拝殿に改築するのあたり変更されたものと考えられる。屋根は現在銅板葺であるが、もとは檜皮葺であった。

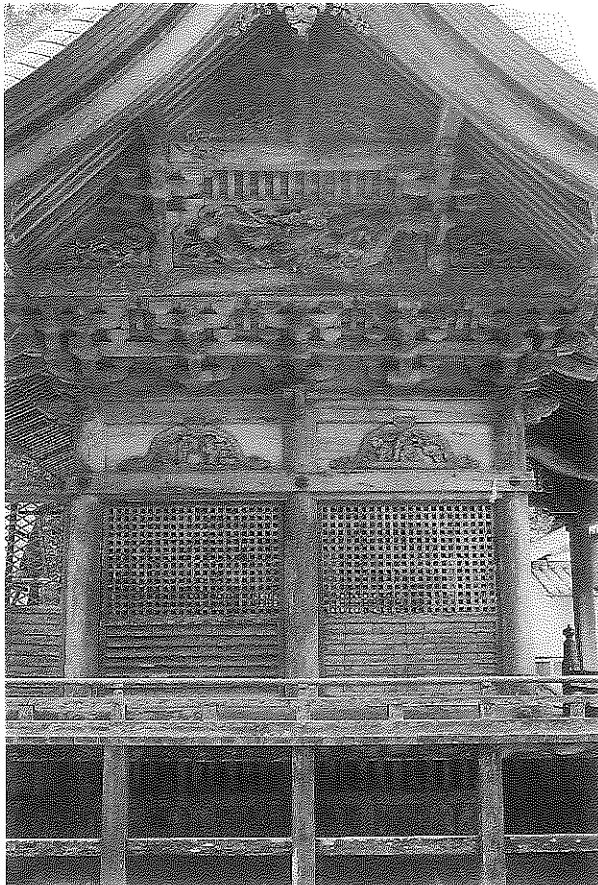
当建物は妻側の構成以外にも、正面にある方一間唐破風造の拝所が外観上の大きな特徴となっている。向拝部分の発達は近世を通じて各地方でみられる傾向であるが、当建物のように拝所を構成する例は、円隆寺本堂（天明六年、舞鶴市）をはじめ、主に当地域を中心に多くみられる。

棟札より、大工は播州三木の室田庄右衛門家久と仁右衛門重家、彫物師は大坂の長谷川如泉、屋根葺師は福知山の松元五右門であったことや、旧吉美郷六ヶ村の造営費用負担内訳等が判明する。造営に当たった三木大工は出稼ぎ大工として有名であり、室田姓大工についても天照玉命神社宝蔵（享保二年、福知山市）の室田佐次右衛門をはじめ、丹波地方での活動が多数知られている。

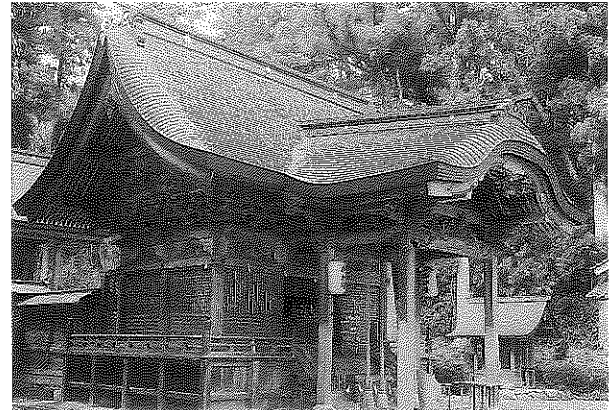
当建物は、全体的に非常に装飾的な意匠となっており、氏子達がいかに本殿再建に尽力したかがうかがわれる。本殿から拝殿に改築されるなど、大きな改修を受けてはいるが、軒や妻壁等に地方的な特色が色濃く表れている。

棟札より造営年代、造営費用及び造営大工等も判明しており、当地域の近世中期神社本殿遺構として貴重である。

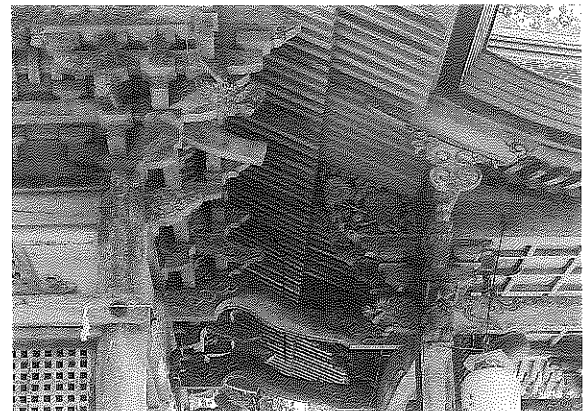
（竹下 弘展）



拝殿（旧本殿）妻飾



拝殿（旧本殿）全景



拝殿（旧本殿）向拝繋部分

# 美術工芸品

絹本著色星曼荼羅図

一 幅 (絵画・指定)

相模郡南山城村字南大河原小字湯矢畷九〇

宗教法人 真輪院

(奈良国立博物館寄託)

法 量 縦 六〇・五センチメートル、横 四〇・五センチメートル  
品質構造 絹本著色掛幅装 (一副一鋪)  
時代 鎌倉時代

画面中央に四重の同心円からなる四院を大きく配し、下方両隅に宝瓶を描く。上方には北斗七星とみられる星宿図をあらわす。

四院は中央より、北極星をあらわす釈迦金輪を描く第一院、上方に北斗七星、下方に九曜を配する第二院、黄道上の十二宮を配列した第三院、及び白道上の二十八宿を廻らせる第四院から構成される。釈迦金輪は、海中に屹立する岩



釈迦金輪

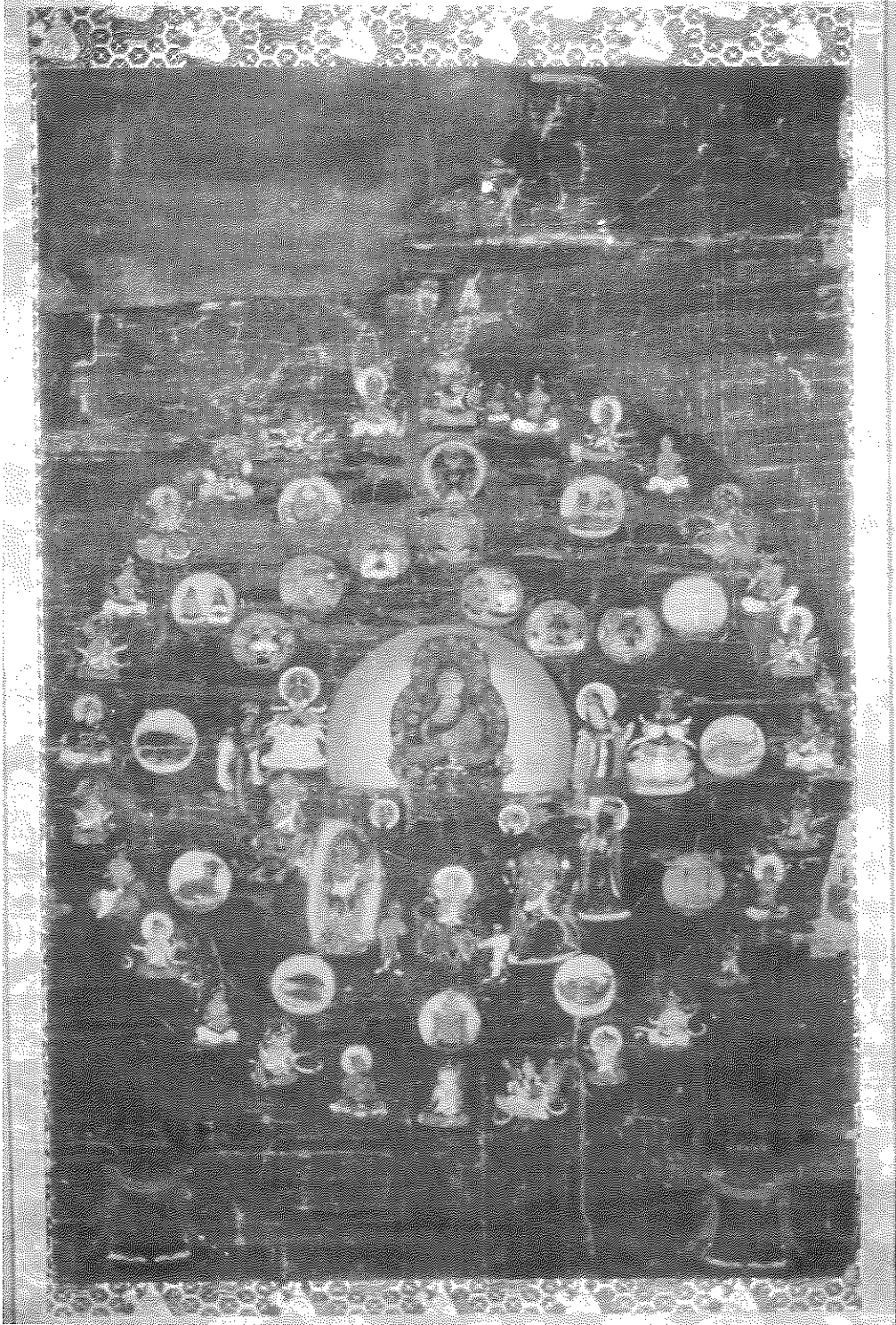
上の蓮華坐に、朱衣をまとい定印を結び結跏趺坐する。岩の根元には人頭蛇髪（ヒトガタヘビ）の二匹の蛇が左右に鎌首（カマノカビ）をもたげる。北斗七星は左から右に、破軍・武曲・廉貞・文曲・禄存・巨門・貪狼の各星を柄杓形に表す。各星は北斗延命經に拠る配置で、円相内に文官風の像容に描かれる。九曜は、左から右に、日曜・金曜・火曜・計都・土曜・羅喉・木曜・水曜・月曜の順に配する。金曜・水曜は女神形、木曜は猪冠をかぶった道士風の衣を着た老神形で、計都星とともに立像にあらわされる。十二宮は、獅子宮を直上にし、右回りに巨蟹宮までを各々円相内にあらわす。最外周の二十八宿は、昴宿を左にみて右周りに胃宿までをあらわす。また、画面上方には、金箔を朱線で結び星座をあらわす。絵絹を欠失するため星座の左半分が不明であるもの、残存する三星のうち右から二星目に輔星が描かれることから、この星宿は北斗七星と考えられる。図像は、基本的に法隆寺本と同様であるが、人頭髪蛇の蛇の首が本図では月輪内にあらわされる点、第二院の九曜のうち金・計都・木・水の四星が立像にあらわされる点、及び画面上部に北斗七星をあらわす点が本図の特色となっている。

本星曼荼羅図は、十世紀末から十一世紀初頭頃に天台座主慶円が案出したと伝える円形の形式に属するが、この形式の図は平安時代後期(十二世紀)制作の奈良・法隆寺本二幅(甲本(重要文化財)、乙本)を最古の遺例とし、三千院本、曼殊院本、三重・西蓮寺本(以上鎌倉時代)などが知られる。

本図は、柔軟闊達な描線を用い細部表現も堅実に行われ、諸尊はやや目尻を上げ引き締まった相好にあらわされる。賦彩は、主として朱、肌色、白など暖色系絵具によってなされ、各尊の持物、装飾品は金箔を置き、墨細線で細部を描く。法隆寺両本、三千院本などが精緻な截金を多用し美麗に荘嚴されることに對し、本図においては截金は各院を画す界線に用いられるのみであり、比較的落ち着いた作風を示している。

本図が真輪院に伝来した経緯については明らかではないが、描法、賦彩の特徴から、制作年代は鎌倉時代前期に遡ると考えられ、法隆寺両本に次ぐ慶円系星曼荼羅図の古例として高い価値を持っている。

(地主 智彦)



絹本着色春日宮曼荼羅十六善神図

一 幅 (絵画・指定)

相模郡加茂町大字例幣小字海住山二〇

宗教法人 海住山寺

(京都国立博物館寄託)

法 量 縦 一二八・〇センチメートル、横 四〇・四センチメートル  
品質構造 絹本着色掛幅装 (一副一鋪)  
時 代 鎌倉時代

春日社境内、山及び本地仏からなる春日宮曼荼羅図の主部を画面上部に、「大般若波羅蜜多経」と大書した扁額を中心に十六善神図を画面中央から下部に配し、最下辺には春日一の鳥居及び神鹿五頭を描く。

図様を子細にみていくと、最上部に二重円相内に春日四社及び若宮の本地仏(左から十・面観音(四宮)・地藏菩薩(三宮)・薬師如来(二宮)・釈迦如来(一宮)・文殊菩薩(若宮))を等間隔に描く。その下には自然林に覆われた御蓋山、春日山の重なりあう山容をあらわし、左端には一面薄緑の若草山を配する。春日山の上には金色で月輪とみられる円相をあらわす。

山の下方には、二の鳥居内の春日社境内を俯瞰的に描く。社殿は社叢林の中に点在し、境内は金霞で荘厳される。回廊に囲まれた内院・中院を中央に配し、やや離れた右手隅に若宮を描く。社叢林は、杉を中心に、桜、梅など景観を特徴づける樹木を描き分ける。

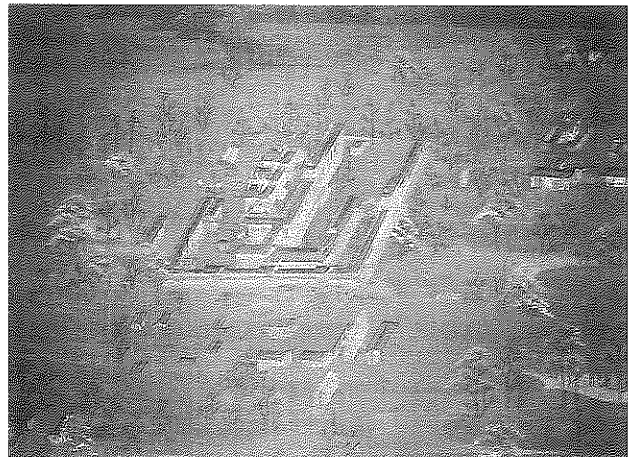
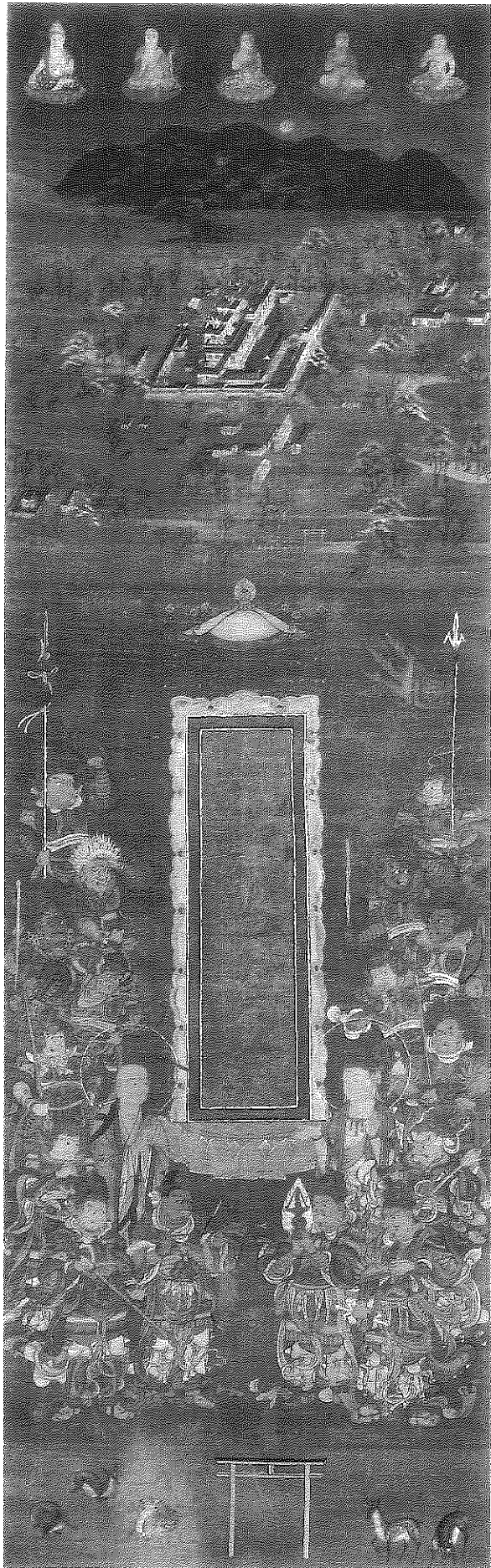
十六善神図は群青地に描かれ、天蓋・蓮華座を伴った扁額を中心に、大般若経守護の十六善神像に菩薩一、比丘一を加えた一八像を圍繞させる。扁額は、截金の一重枠で内区、外区に画し、内区には群青地に金泥で経名を大書するが、現状はほぼ剥落している。外区は白緑、緑青、白茶、朱で纒縹彩色とし、長辺に七カ所、短辺に二カ所猪目を開ける。天蓋は、六角形、稜の各先端を葎手状につくり、宝珠をのせる。蓮台・蓮肉は緑青地に墨線で、蓮弁

は金泥細線で画す。

春日宮曼荼羅図は柔軟、繊細な描線、緻密な賦彩がなされる一方、十六善神図は肥瘦の少ない太めの描線を用いたおらかな体躯表現、平面的な賦彩がみられ、対照をなしている。春日宮曼荼羅図の柔軟、精緻な筆致とその上辺に連なる本地仏の配置は、正安二年(一一三〇)制作の大阪・湯木美術館本春日宮曼荼羅図(重要文化財)と極めて近いものがある。

春日曼荼羅は、鎌倉時代の十三世紀後半頃から多くの主題を表現する多様な形式を創作したが、大般若経扁額及び十六善神像を同幅に書き加えた図は本図のみである。春日社と大般若経との関連は、蜜厳院僧正隆覚が春日明神に大般若経の転読を行った例(『春日権現験記』卷一四、延慶二年(一一三〇九)成立)をはじめ少なくない。なかでも、海住山寺開基である解脱房貞慶は、建久五年(一一九四)笠置般若臺院を造立した際に、釈迦如来像を安置、大般若経一部を奉納するとともに、大般若経護持のために春日明神を同院に勧請するなど、春日社及び大般若経に対する強い信仰が認められる。本図の制作過程は明らかでないが、表現形式及び海住山寺への伝来を考え併せれば、このような貞慶の信仰の影響下に南都において制作され、制作年代は十三世紀後期に遡るものと考えられる。

本図は、春日宮曼荼羅図と十六善神図を異なる表現方法で同一画面に合わせ描いた異色の作で、春日宮曼荼羅図として優れた作風を示すものであり、鎌倉時代後期(十三世紀後半)に遡る古例として注目される。(地主 智彦)



木造毘沙門天立像

一 軀 (彫刻・指定)

宇治市木幡正中二〇

宗教法人 正覚院

法 量

本体像 高 一二五・四

(単位・センチメートル)

頂上額	髮際額	面巾	耳張(兜含む)	面奥(兜含む)	臂張
一八・九	一二・六	一一・一	二九・五	一六・七	三九・三
裾張	先開(外側)	胸奥	足柄高(左)	同(右)	足柄巾(左)
四九・四	四〇・五	二二・四	一〇・〇	一〇・四	六・八
同(右)	足柄奥(左)	同(右)			
七・七	二・八	三・四			
	像高	像奥	面巾	全巾	脚高
左	一三・八	四一・六	九・一	七六・二	一一・五
右	一六・四	三四・三	九・七		一三・四
	頂上額	各巾	耳張		
左	一〇・四	三六・七	一一・二		
右	一〇・〇	六〇・〇	一三・二		

時 代 鎌倉時代

形 状 本体 兜を被り、眉根を寄せ、髭(墨描)をたくわえ閉口して正面を見据える。左手を屈臂して胸前横で掌上に宝塔を捧げ、右手は前方に垂下して宝棒を握る。幡座に宝珠、雲形文様の鍔を付けた兜を被り、獅嚙、肩獅嚙を表し、甲(胸甲・臂当・前楯・腰甲・脛甲)、領巾、裙、袴、腰帶、背当を着け、杵を履く。腰を左に引き緩め右斜め前に踏み出して二邪鬼の上

美術工芸品

台座 方座(新補)の上に二邪鬼(右阿形赤、左吽形青)が残存する。

品質・構造 本体 ヒノキ材、寄木造、玉眼嵌入。金泥塗、彩色仕上げ。

頭部は耳後半で前後に別材矧ぎ、さらに面部を矧足し玉眼を嵌入、襟に沿って差首とする。軀部は、軀側半ばで前後に別材矧付け。頭軀部を内刳る。

両手は上膊、前膊、手、袖を各別材で彫出し、両肩に杵差しとする。右脚を別材とし両膝で割離し挿し込む。獅嚙別材貼り合わせ。両杵先別材矧付け。

兜・裙は別材矧付け。彩色は、面部部・手先を肉色、眉毛・口髭・顎髭等を墨描とし、兜を金泥盛上彩色とする。また背面には墨描で虎皮の背当をあらわす。軀部は、前楯に截金により麻葉繫ぎ文・蓮華唐草文、金泥・諸色により亀甲繫ぎ文・団花文・牡丹唐草文・転法輪・羯磨文、諸色盛上げ彩色により鳳凰・雲龍等、きわめて多彩な文様を描き出している。さらに、銅製金具

をもって、兜の正面に鍔形の前立、側頭部に花菱形鍔に雲卷文、胸甲・袴吊りに鍔付きの花菱、また甲の前楯及び腰甲の裾縁廻り等には透彫り唐草文をあらわす。

邪鬼 ヒノキ材、寄木造。彩色仕上げ。二邪鬼ともに軀部は一材から彫出し、面部別材矧足し。面部部を内刳り、玉眼を嵌入する。四肢は二材・三材で彫出す。他の突出部は小材を矧足す。

保存状況 本体 袖などに小欠失があり、天衣(左)亡失。また宝塔・宝棒・兜の前立ち金具後補。

邪鬼 金棒後補

銘記等 足柄 右(内側)法印朝円作(朱陰刻銘)

左(前方)神王 泉八右工門(陰刻銘)

説 明 宇治市木幡にある浄土宗知恩院派正覚院の境内観音堂の脇壇上に安置される独尊の毘沙門天像である。寺伝によれば、当寺はもと木幡山麓に

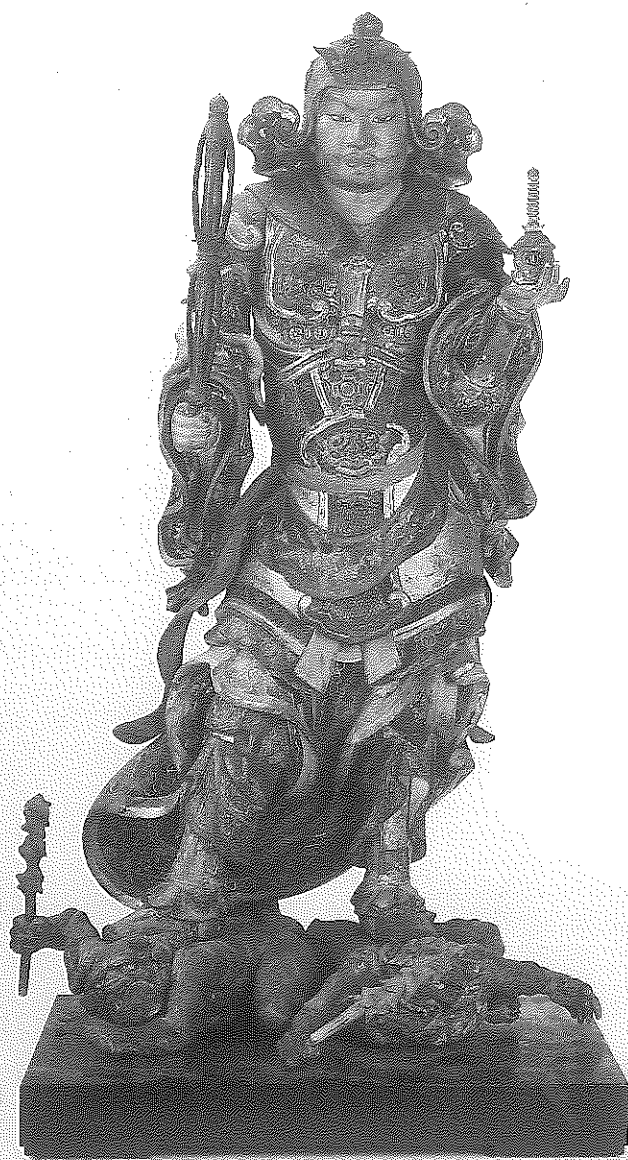
あつて応仁の乱で退転したが、文禄三年（一五九四）に在地土豪の野田清玄が再興して現在に及ぶという。

兜を被った若々しい面相をあらわす毘沙門天像で、両眼を怒らせた威怪な面貌のものとは大いに趣をことにする。全身随所に施された入念な盛上彩色や截金などが状態良く残っており、いかにも鎌倉時代後期の京仏師の優美で繊細な趣向を良くあらわしている。

足柄にみる法印朝円は、定朝の弟子長勢の流れを汲むいわゆる三条仏所に繋がる円派仏師で、正和四年（一二三二）、日吉社の神輿造替に際して、木仏師として法眼良雲、法眼性慶等を指揮して「三条法印朝円」の名で参加している（『実衡公記』正和四年二月二十四日条）。同名ながら三条高倉に住房を

構え安元三年（一一六六）に大覚寺五大明王像を作成した明円の直弟子の朝円とは別人で、鎌倉時代の三条仏所には約一世紀を隔てて二人の朝円が存在したことになる。明円の跡を継ぐ三条円派仏師のうち、これまで作例の知られてなかった鎌倉時代後期の法印朝円の作が確認されたことの意義は大きい。伝来については、足柄左前方の「神主 泉八右エ門」についてはかつて正覚院の近傍にあった田中神社（明治四二年に木幡の許波多神社に合祀）の神主と考えられ、田中神社旧蔵と考えられるが詳細は不明である。

本像は、足柄銘から鎌倉時代に京都を中心に活躍した円派仏師のひとり、三条仏師朝円の作例になることがわかり、当代円派の本流である三条仏師朝円の繊細華麗な作風をよく示す基準作例として注目される。（石川登志雄）



正面



右脚足柄「法印朝円作」





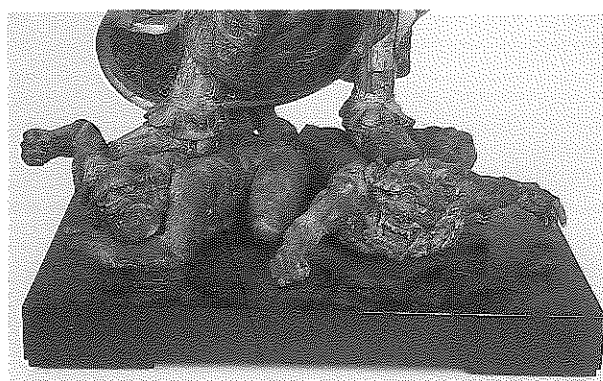
背面



正面拡大



背面 裾部拡大



邪鬼



脚部拡大

# 瑞泉寺伝来表具裂 (瑞泉寺裂)

二三幅 (工芸品・指定)

京都市中京区木屋町三条下る石屋町一四

宗教法人 瑞泉寺  
(京都国立博物館寄託)

時代 桃山時代→江戸時代

形状・構造 和歌懐紙の表具裂は、二段仕立て、法量はおおむね縦一一五センチメートル、横五九センチメートル前後で、縦三五センチメートル、横四九センチメートル前後の楮紙縦紙の和歌懐紙を表装する。裂地は小袖など一〇種類の裂を取合わせる。上下と中縁・柱・風帯をそれぞれ同一裂とし、表具の上下・中縁は二、三裂から一四、一五裂程度、柱は二、三裂、風帯・一文字は一裂を接ぎ合わせる。綷旨の表具裂は三段仕立て、法量はおおむね縦一一〇センチメートル、横六二センチメートルで、裂地は上下・中縁部分一四裂程度、風帯・一文字各一裂を接ぎ合わせる。

品質・文様 和歌懐紙の表具の裂地は、紅・白・褐色等の綷子を主として、一部に緞子や有職織物を含み、加飾には絞り・刺繍・摺箔・摺匹田等の技法を用いている。文様は、紗綾形蘭菊散し文の綷子地に紅白茶染め分け花卉文様や縹子地に雪輪蒲公英文様など草花文様が多いが、茶褐色蟬文緞子地に竹鶴文様もある。綷旨や女房奉書の表具の裂地の構成は三幅とも同一であり、上下は練貫地に絞染め(辻が花)で松皮取りに菊桔梗と藤椿文様、中縁・柱は練貫地に摺箔・刺繍を用いて雲形桐文様などをあらわした「練箔」である。

説 明 本品は、京都市中京区に所在する浄土宗西山禅林寺派に属する瑞泉寺に伝来する表具に用いられた染織品で、豊臣秀次の妻妾等の辞世の和歌懐紙二〇幅と瑞泉寺住持の香衣勅許の綷旨二幅及び女房奉書一幅からなる。

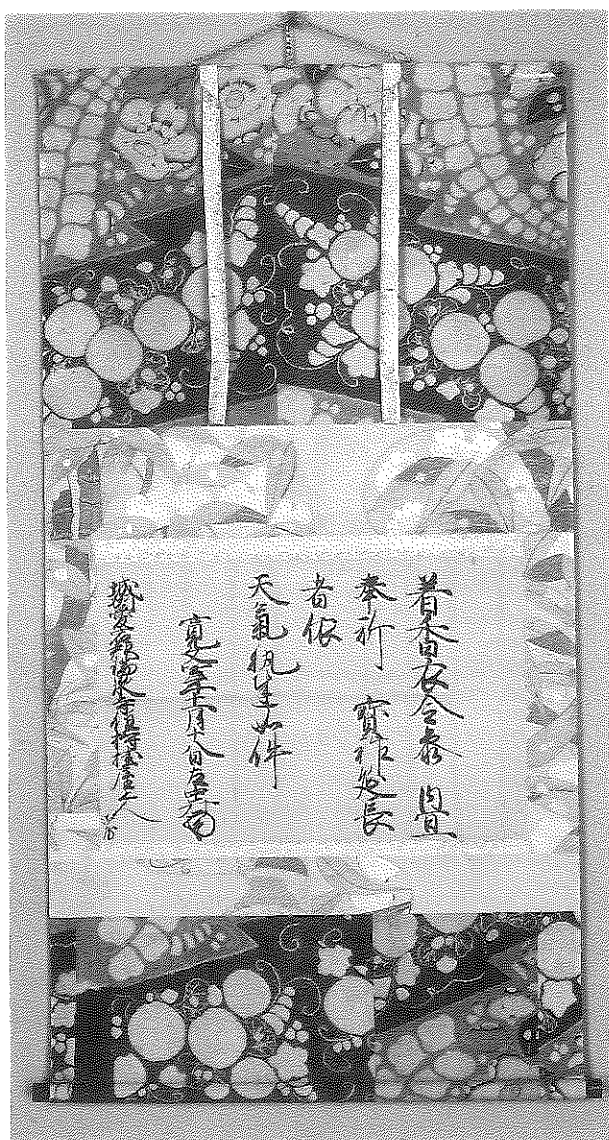
文禄四年(一五九五) 関白豊臣秀次は謀反の嫌疑を懸けられて、関白職を解かれ高野山に幽閉のすえ自害に追い込まれる。秀次の妻妾子女二〇余名は連座の咎で京都三条河原で斬首に処せられた。瑞泉寺は高瀬川を開鑿した角倉了以が、慶長一六年(一六一一)に非業な運命を辿った秀次一族の菩提を弔うべく、秀次の法名瑞泉院を寺名とし桂寂和尚を開山として、三条河原西畔に建立した浄土宗寺院である。

妻妾等の自筆・代筆等の辞世の和歌懐紙に用いられた表具裂は、摺箔・刺繍・絞り・摺匹田などの技法を用いた裂地を使って、江戸中期ごろまでに掛幅装としたものである。裂地はいかにも慶長小袖裂と考えられる綷子地に絞り技法を用いて紅・白・茶に絞り分けたなかに細やかな花卉文様を刺繍・摺箔で表現するいわゆる「慶長裂」、寛文期に見られる白綷子地に鹿子絞りや刺繍を用いた小袖裂をはじめ、江戸時代前期から中期(元禄期)ごろまでの染織品が豊富に用いられている。

また、瑞泉寺住持の香衣勅許の綷旨等の表具に用いられている辻が花裂は著名なものである。おそらく辻が花小袖を引き解いて表具裂としたもので、生地はおだやかな光沢を放つ練貫で、松皮菱取りに紫と萌葱で斜め段替わり風に染め分け、紫地内に菊と藤、萌葱地内に藤と椿を縫い絞りであらわしている。

本品は豊臣秀次らの所用と伝える辻が花小袖や練箔小袖、いわゆる慶長・寛文小袖などの裂地をはじめ、桃山時代から江戸時代中期にわたる様々な衣裳の裂地を用いており、近世染織史料の文様表現や技法の美しさを知る上で資料的価値が高い。

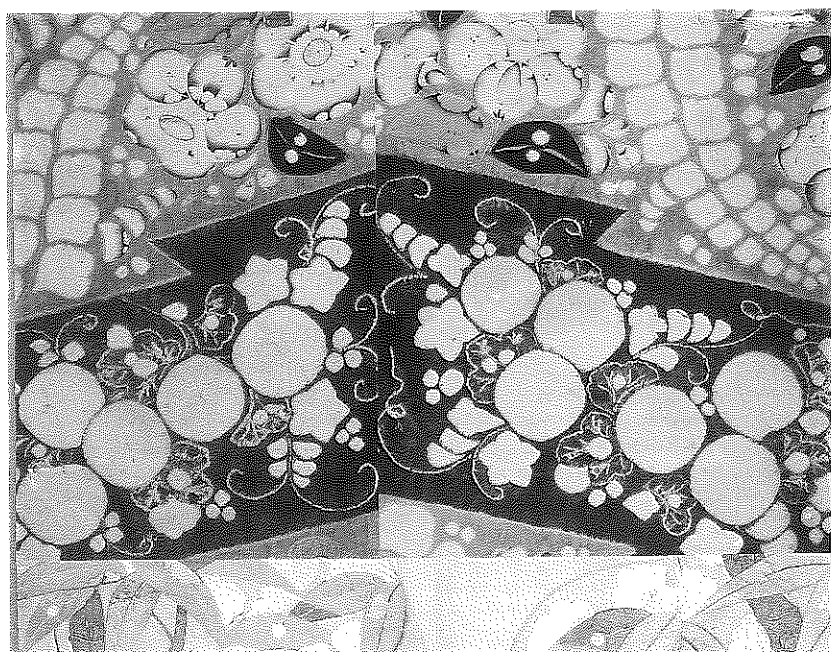
(石川登志雄)



21 後西天皇繪旨



8 お今の方和歌懐紙



21 部分拡大 (辻が花染)

瑞泉寺伝来表具裂（瑞泉寺裂）目録

- 1 一の臺の御局（菊亭晴季女）和歌懐紙 1幅  
表具 縦114・5cm×横59・6cm、／上下 江戸時代前期（慶長期）、綷子地紅白茶染分け花卉文様（慶長小袖）、絞り・刺繻・摺箔／中縁・柱・風帯 江戸時代前期、褐色綷子地綾形蘭菊散し文様、刺繻
- 2 お妻の前（四条三位中将女）和歌懐紙 1幅  
表具 縦115・6cm×横58・8cm／上下 江戸時代中期、白綷子地雪輪蒲公英文様、刺繻 摺匹田／中縁・柱・風帯 江戸時代前期（慶長年間）、綷子地紅白茶染分け花卉文様（慶長小袖）、絞り・刺繻・摺箔
- 3 お亀の前（摂津小浜の寺の娘）和歌懐紙 1幅  
表具 縦112・2cm×横59・9cm／上下 江戸時代中期、白綷子地雪輪蒲公英文様、刺繻 摺匹田／中縁・柱・風帯 江戸時代中期、白綷子地万字繫ぎ蘭菊文、山形に梅花文様、摺匹田、匹田絞り、刺繻
- 4 お辰の前（山口重勝女）和歌懐紙 1幅  
表具 縦115・2cm×横58・8cm／上下 江戸時代中期、茶褐色蟬文緞子竹に鶴地文様、友禪、刺繻、摺匹田／中縁・柱・風帯江戸時代中期、紅色綷子地万字繫ぎ蘭菊文様、刺繻
- 5 お佐古の方（北野松梅院女）和歌懐紙 1幅  
表具 縦115・9cm×横59・3cm／上下 江戸時代中期／白綷子地万字繫ぎ蘭菊文松竹梅文様、鹿子絞り、刺繻（縹子繻、金糸の駒留め、紅、金糸、緑）／中縁・柱・風帯 江戸時代中期、紅色綷子地万字繫ぎ蘭菊文様、刺繻
- 6 お代めの方（堀田三郎右衛門正時女）和歌懐紙 1幅  
表具 縦119・2cm×横59・5cm／上下 江戸時代前期（寛文期）、白綷子地万字繫ぎ蘭菊文様、鹿子絞り、刺繻（縹子繻、金糸の駒留め、紅、金糸、緑）／中縁・柱・風帯 江戸時代中期、白綷子雪輪蒲公英文様、摺匹田、刺繻
- 7 お阿子の方（日比野下野守女）和歌懐紙 1幅  
表具 縦112・5cm×横59・3cm／上下 江戸時代前期（慶長期）、綷子地紅白茶染分け花卉文様（慶長小袖）、絞り・刺繻・摺箔／中縁・柱・風帯 江戸時代中期、白綷子雪輪蒲公英文様、摺匹田、刺繻
- 8 お伊満の方（最上家女）和歌懐紙 1幅  
表具 縦111・7cm×横59・3cm／上下 江戸時代前期（慶長期）、綷子地紅白茶染分け花卉文様（慶長小袖）、絞り・刺繻・摺箔／中縁・柱・風帯 江戸時代中期、白綷子地万字繫ぎ蘭菊文、山形に梅花文、摺匹田、匹田絞り、刺繻
- 9 按察使の方（秋葉某女）和歌懐紙 1幅  
表具 縦114・2cm×横60・4cm／上下 江戸時代中期、白綷子地万字繫ぎ蘭菊文、山形に梅花文様、摺匹田、匹田絞り、刺繻／中縁・柱・風帯 江戸時代中期、茶褐色蟬文緞子地竹に鶴文様、友禪、刺繻、摺匹田
- 10 小少将の方（本郷主膳息女女）和歌懐紙 1幅  
表具 縦一一五・八cm×横五九・五cm／上下 江戸時代前期（寛文期）、白綷子地万字繫ぎ蘭菊文様、鹿子絞り、刺繻（縹子繻、金糸の駒留め、紅、金糸、緑）／中縁・柱・風帯 江戸時代中期、白綷子雪輪蒲公英文様、摺匹田、刺繻
- 11 右衛門後殿（村井善右衛門女）和歌懐紙 1幅  
表具 縦115・5cm×横59・6cm／上下 江戸時代中期、茶褐色蟬文緞子竹に鶴地文様、友禪、刺繻、摺匹田／中縁・柱・風帯 江戸時代中期、紅色綷子地万字繫ぎ蘭菊文、刺繻
- 12 妙心尼和歌懐紙 1幅  
表具 縦115・7cm×横59・5cm／上下 江戸時代中期、白綷子地万字繫ぎ蘭菊文松竹梅文様、鹿子絞り、刺繻（縹子繻、金糸の駒留め、紅、金糸、緑）／中縁・柱・風帯 江戸時代中期、茶褐色蟬文緞子地竹に鶴文様、友禪、刺繻、摺匹田
- 13 おみやの前（一の臺の女）和歌懐紙 1幅  
表具 縦115・7cm×横59・5cm／上下 江戸時代中期、白綷子地万字繫ぎ蘭菊文、山形に梅花文様、摺匹田、匹田絞り、刺繻／中縁・柱・風帯 江戸時代中期、紅綷子地紋万字繫ぎ蘭菊、刺繻
- 14 お菊の前（伊丹兵庫女）和歌懐紙 1幅  
表具 縦115・8cm×横59・5cm／上下 江戸時代中期、紅色綷子地万字繫ぎ蘭菊文様、友禪、刺繻／中縁・柱・風帯 江戸時代中期、茶褐色蟬文緞子地竹に鶴文様、友禪、刺繻、摺匹田
- 15 お喝食の方（坪内市左衛門女）和歌懐紙 1幅  
表具 縦115・7cm×横59・1cm／上下 江戸時代中期、白綷子地万字繫ぎ蘭菊文松竹梅文様、鹿子絞り、刺繻（縹子繻、金糸の駒留め、紅、金糸、緑）／中縁・柱・風帯 江戸時代中期、紅色綷子地万字繫ぎ蘭菊文様、刺繻
- 16 お幸の方（鯉江権之助女）幸子の方辞世懐紙 1幅  
表具 縦115・8×横59・2cm／上下 江戸時代中期、有職織菱格子に葵唐草文様、穀織り／中縁・柱・風帯 江戸時代中期、白綷子雪輪蒲公英文様、摺匹田、刺繻
- 17 お竹の方和歌懐紙 1幅  
表具 縦114・4cm×横59・6cm／上下 江戸時代前期（慶長期）、綷子地紅白茶染分け花卉文様（慶長小袖）、絞り・刺繻・摺箔／中縁・柱・風帯 江戸時代前期（寛文期）、白綷子地万字繫ぎ蘭菊文様、鹿子絞り、刺繻（縹子繻、金糸の駒留め、紅、金糸、緑）
- 18 おあいの方（古川主膳女）和歌懐紙 1幅  
表具 縦116・0cm×横59・5cm／上下 江戸時代前期（慶長期）、綷子地紅白茶染分け花卉文様（慶長小袖）、絞り（染分け、鹿子）・刺繻・摺箔／中縁・柱・風帯 江戸時代前期、褐色綷子地綾形蘭菊散し文様、刺繻
- 19 お藤の方（大原三河守女）和歌懐紙 1幅  
表具 縦116・2cm×横59・9cm／上下 江戸時代中期、白綷子地万字繫ぎ蘭菊文松竹梅文様、鹿子絞り、刺繻（縹子繻、金糸の駒留め、紅、金糸、緑）／中縁・柱・風帯 江戸時代中期、茶褐色蟬文緞子地竹に鶴文様、友禪、刺繻、摺匹田
- 20 おすきの方和歌懐紙 1幅  
表具 縦115・7cm×横59・4cm／上下 江戸時代前期（慶長期）、綷子地紅白茶染分け花卉文様（慶長小袖）絞り（染分け、鹿子）・刺繻・摺箔／中縁・柱・風帯 江戸時代中期、茶褐色蟬文緞子地竹に鶴文様、友禪、刺繻、摺匹田
- 21 後西天皇綸旨 寛文四年十一月十八日 1幅
- 22 東山天皇綸旨 元禄九年正月十八日 1幅
- 23 後西天皇女房奉書 1幅  
21～23同裂、表具 縦122・0cm×横62・4cm／上下 桃山時代、練貫地松皮取りに菊桔梗と藤椿文様、絞染（辻が花染）／中縁・柱 江戸時代前期、練貫地雲形桐文様、摺箔・刺繻／風帯・一文字 江戸時代前期、白地小花唐草文金襴

大般若經

五九一帖 (典籍・指定)

宮津市字成相寺三三九  
宗教法人 成相寺

種別・品質・時代等

種別	員数	時代	料紙	一紙長
① 磧砂版	四七五帖	南宋時代	竹紙	五五センチメートル
② 春日版	一一五帖	室町時代	楮紙打紙	四四センチメートル
③ 書写経	一帖	江戸時代	楮紙打紙	五一センチメートル

形状 折本装、後補茶表紙  
 法量 縦二九・〇センチメートル前後、横一一・二センチメートル前後  
 欠巻 巻一九五・三九二〜三九八・四一八 (以上九帖)

本経は、南宋時代の磧砂版を主体とする大般若経で、一部室町時代の春日版で補い、江戸時代の書写経を交えている。員数の内訳は、磧砂版四七五帖、春日版一・五帖、補写経一帖の計五九一帖である。

磧砂版は、両浙路平江府(蘇州)の磧砂延聖院において多数の僧俗の施財により雕造、印行された私版の一切経であるが、開版事情が数度にわたり変化したことにより、開版事業は十三世紀前半(南宋)から十四世紀前半(元の約一世紀にも及んだ。

開版は、嘉定九年(一二二六)から紹定二年(一二三二)にかけて、比丘了勤が都幹縁となり臨安府(杭州)周辺の僧俗の施財を集め、大般若経巻一から一二までの一二巻を開版したことに始まる。紹定年間(一二三二〜三三)に平江府の武官であった趙安国が大檀越、大勸進となって巻一三以降の大般若経開版を引継ぎ、江南地方各地の僧俗の施財により、淳祐二年(一二四二)に完了した。その後も延聖院内大蔵経局において大蔵経開版は継続されたが、

宝祐六年(一二五八)の延聖院罹災、至元十六年(一二七九)の南宋滅亡などにより中断し、開版及び追雕補刻事業が再興したのは、元の大徳年間(一二九七〜一三〇七)に至ったことで、至治二年(一三二二)に全蔵五九一函六三六二巻が完成した。上記の経過から、磧砂版大般若経には南宋時代刊行の經典と元時代刊行の經典(補刻本)との二種が存し、伝来の仕方にも大般若経単体で伝来するものと大蔵経の一部として伝来するものがある。

本経の版式は、先行する思溪版と同様、一板一紙、三〇行一七字、上下單辺、各紙二折半、一折一二行であり、首尾題の下に千字文を刻み、巻末に音釈をあらわす。ただし、巻一二以前と巻一三以降では、文字の様式、版心の場所、音釈の典拠文献などに相違がみられ、巻一三以降の巻末の多くには「大檀越成忠郎(保義郎)趙安国一力刊経一部六百巻」という旨の刊記が大きくあらわされて、磧砂版の特徴となっている。巻末には、版下浄書者名、刻工名、捨銭刊記、開版年などの刊記を明らかにする巻もあり、雕造の状況を伝えて貴重な史料となっている。

とりわけ刻工名は各紙行間の版心にも刻まれることから、多くの巻でその名を知ることができる。逆に開版年をあらわす巻は少ないが、巻一が嘉定九年(一二二六)、巻三が嘉定十七年(一二二四)、巻九五が紹定三年(一二三三)、巻二六五が端平元年(一二三五)、巻五〇九が嘉熙四年(一二四〇)とあることから、およその進捗状況を窺い知ることができる。これら刊記により、本経は平江府、臨安府、崑山縣など太湖周辺を中心として両浙路内遠くは福建路建寧府(建州)の僧俗が、施財、浄書、雕造に携わり刊行されたことがわかる。また、版心は南宋時代の版木に刻まれ、元時代のものには刻まれないことから、本経は南宋時代刊行の經典と知られる。

本経が成相寺に請来された経緯は明らかでない。巻五二六(磧砂版)紙背に「時康正二年(丙子)九月自五日調申也、丹州成相寺大般若経修覆為、自京一人下向申経師大蔵快春」とあるように、磧砂版は康正二年(一四五六)には既に成相寺に伝来しており、同寺で修復を加えたことが知られる。一方、春日版は当初から折本装であった縦、横の法量を磧砂版に合わせていること、

磧砂版と同じく康正年間の修理奥書が存することから、康正年間以前に磧砂版の欠巻を補充するために摺写され、取り合わされていたものと考えられる。奥書により、本経はその後享祿二年（一五二九）、享保四年（一七一九）の二回の修復を経ていることが知られ、現在は享保修理時の表紙を付す。また元祿十六年（一七〇三）に制作された経櫃五合（当初六合、現在一合欠失）に収納され伝来している。

南宋時代に刊行された磧砂版大般若経のまとまった伝存例は少なく、わずかに滋賀・野藏神社本（県指定文化財）、奈良・西大寺本、及び宮内庁本（旧西大寺伝来）が知られるにすぎない。本大般若経は、室町時代中期までに成相寺に伝来したことが明らかであり、磧砂版大般若経の比較的まとまった稀少な例として宋版經典研究上に高い価値をもっている。（地主 智彦）

刹象方調和安樂住不世事可忍不樂生易  
度不持此蓮華以寄世尊而為佛事法蓮華  
界應任正知觀彼佛土及諸菩薩勿生輕慢  
而自毀傷所以者何彼諸菩薩威德難及悲  
願熏心以大因緣而生彼土一一上首受華  
奉勅各與無量無數菩薩童子女母佛持  
栴發引而來所經佛土一一供養佛及菩薩  
無空過者到此佛所頂禮雙足繞百千匝奉  
華陳事佛受華已還散四方佛神力故通諸  
佛土諸華臺中各有化佛為諸菩薩說大般  
若波羅蜜多今諸聞者必獲無上正等菩提  
上首菩薩及諸眷屬見已歡喜歡未曾有各  
隨善根供具多少供養恭敬尊重讚歎佛菩  
薩已退坐一面

大般若波羅蜜多經卷第一

為典隨去音疏第一

大般若經一部六百卷六十帙佛身廣三十二會  
第十一門已明廣略略略略略略略略略略  
三藏聖教序 此聖教序序於此大藏經  
中第十二門中略略略略略略略略略略  
二儀 此儀一也一也天儀讀地一也  
略略略略略略略略略略略略略略略略

卷第一

障他聽聞等事當知此輩獲無量罪復次善  
現有住大乘善男子等聽聞書寫受持讀誦  
修習思惟為他演說此大般若波羅蜜多甚  
深經時多有魔事為作留難令聽聞等皆不  
能成由此不能圓滿般若乃至布施波羅蜜  
多廣說乃至不能圓滿一切相智有住大乘  
善男子等聽聞書寫受持讀誦修習思惟為  
他演說此大般若波羅蜜多甚深經時若無  
魔事便能圓滿般若靜慮清進安忍淨戒布  
施波羅蜜多乃至圓滿一切相智當知皆是  
如來神力慈悲護念亦是十方一切世界現  
在如來及不退轉諸菩薩眾神力加護令惡  
魔軍不能障礙聽聞等事今不得成亦是彼  
人自善根力

大般若波羅蜜多經卷第五百九

大宋國臨川府清江縣仁壽寺住持僧人  
佛信光字德安陸氏一娘等所傳僧自覺身并安履賢出  
生父母

應有分佈惟先祖沈十一承事 先祖金代沈鏡子  
先考沈四承事 先祖太石頭氏十一娘于 先妻交陸士承事  
先妻母存沈氏四娘子胡氏沈氏等諸子見狀 必狀附傳  
並重覆傳 三代宗親仗此入慈悲之境 凡有 世重恩有來斯若安  
樂之稱 謹言

古史新編四年七月 日長佛信光 謹言

卷第五百九

寫供養流布廣為他說彼所獲福不可思議  
善勇猛唯性調柔極聰慧者乃能攝受如是  
法門若不調柔極聰慧者此甚深法非其境  
界善勇猛我為有情斷諸疑惑故說如是大  
般若經說此法時無量無數菩薩摩訶薩得  
無生法忍復有無邊諸有情類皆發無上正  
等覺心今時如來記彼決定當證無上正等  
菩提時薄伽梵說其經已善勇猛等諸大菩  
薩及餘四眾天龍藥叉健達縛阿素路揭路  
茶聚徐洛莫呼洛伽人非人等一切大眾聞  
佛所說皆大歡喜信受奉行

大般若波羅蜜多經卷第六百

勿驚前反 波湖碑 音 充溢 反 原隰 下 音 晉  
洽 反 反 再 木 鬼 反 芬 韻 伏 音 採 擷 下 摘 康 多  
上 反 凶 勃 反 下 彌 矯 誑 上 反 輕 憊 下 其 軌 嗜 下  
現 所 蔽 下 反 咳 長 據 反 偃 塞 下 作 儼 反 疆 界  
上 音 弊 反 均 繫 和 立 反 下 按 擊 上 音 伐 下  
奉 佛 弟子 迪 功 即 新 溫 州 永 嘉 縣 主  
簿 顏 改 敷 特 發 至 心 親 善  
此 經 誓 不 求 福 報 專 仰 資 蕙 亡 妻 方 氏  
七 娘 懿 根 徑 脫 輪 迴 不 入 胎 胎 超 登  
佛 土 汝 敷 敬 言

奉 養 大 般若 經 一 部 六 百 卷 享 保 四 年 三 月 九 日 三 藏 經 卷 第 百  
四 十 九 卷 三 十 七 卷

康 正 三 年 丁 卯 月 八 日 後 漢 太 藏 法 根

卷第六百

北野天満宮古記録

三八冊 (典籍・指定)

京都市上京区馬喰町

宗教法人 北野天満宮

時代 鎌倉時代～江戸時代

説 明 菅原道真を祀る北野天満宮に「貴重品」として伝来する古記録三八冊である。いずれも楮紙、袋綴装冊子本で、書状などの反故紙を用いるものが多い。

内容は大きく二つに分かれる。

前半(一～二二)は、鎌倉時代後期から江戸時代初期にわたる古記録類二冊である。表紙・本紙共紙で、紙背に同時代の書状類を有するものが多い。最も古い嘉元四年(一二〇六)紅梅殿社記録上(一)は、菅原道真在世中の古跡として北野社にとって最重要末社といわれた紅梅殿社の嘉元四年から正和元年(一二二二)までの神事・修復・管理に関する記録である。また永徳元年(一二三八)十二月神輿造替記録(三)は、当社が祇園社とともに本社と仰ぐ日吉社の神輿造替を受けて、幕府奉行人の主導のもとに執行された際の記録である。また文安四年(一四四七)目安等諸記録書抜(一六)は、鎌倉時代から室町時代までの北野社領諸国莊園の支配にかかわる文書写の目安である。康正三年御社参記録(一九)は足利義政の初社参の様子が詳細に記録されている。これらのうち一〇冊の紙背には、同時代の書状類や北野社領莊園関係文書が遺されており、古記録の記事と合わせ用いることで資料性が高いものとなっている。

後半(二三～三八)の一六冊は、北野天満宮の祠官の一つ松梅院に伝来した史料群で、いわゆる『北野社家日記』といわれるものである。松梅院は徳勝院・妙蔵院とともに北野天満宮の神事を管掌した祠官三家の一つで、建武三年(一二三六)院祖石見法眼が將軍御師職に任じられて以来、北野天満宮

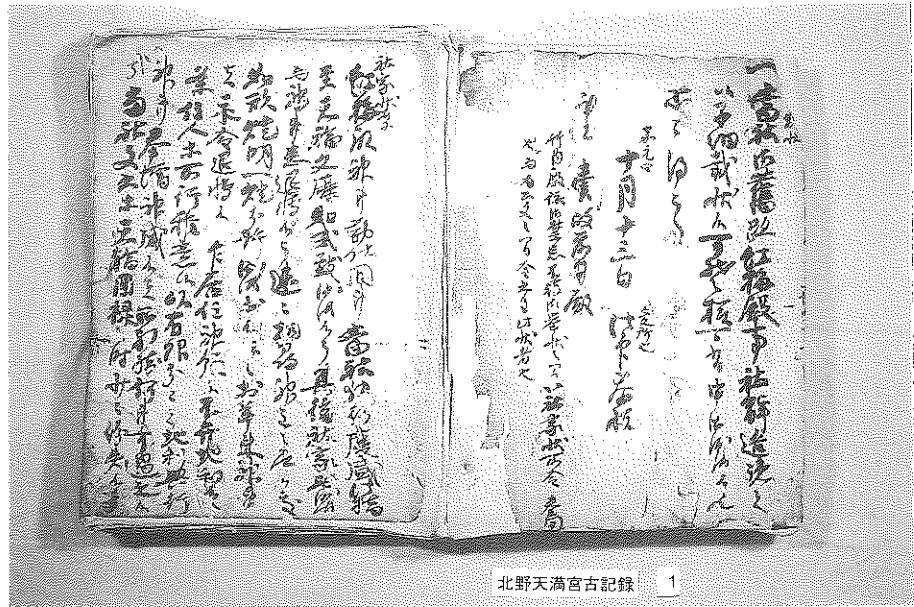
の公文所・神事奉行・御殿職などの諸要職を世襲した最も有力な祠官家である。表紙・本紙共紙で、外題は「日記」「引付」「社家条々引付」「天正十六年」等と書されており、松梅院に発給された書状類を紙背に用いて、二、三か月分を一冊にして書写する。

『北野社家日記』は当宮のほか、現在旧東京教育大学附属図書館蔵を経て筑波大学附属図書館に五二冊、天理図書館に一冊分蔵されている。当宮蔵のうち現存最古の宝徳元年(一四四九)の一冊を含む一三冊と合わせて、寛永四年(一六二七)までの六六冊が史料纂集として続群書類従完成会から刊行されている。当宮蔵のうち三冊(二四号・二九号・三五号)は未刊行である。

内容は、北野社の神事、経営やそれを支える神人らの動静の記事、北野社が有する諸国社領莊園の支配状況の記事、室町期に盛行した連歌や勸進能、茶会などの芸能記事、毎月十八日の天神講を初めとする年中行事の記事、あるいは北野社と密接な関係にあった西京散所や河原者の記事など、豊富なものとなっている。なかでも、室町時代の北野社には連歌会所が設けられ、長享二年(一四八八)四月五日には飯尾宗祇が社参して宗匠連歌が盛大に催されている。また天正十七年(一五八九)には北山神事能・乱舞・内裏能が興行されるなど、各所に芸能記事が散見される。

これらの古記録は、室町時代から桃山時代にかけての北野神社やそれを取り巻く京都市中の各界各層の動静を如実に伝えるものであり、紙背文書群と併せ用いることで当該時代の政治・経済・文化に関する基本的な史料群として価値が高い。

(石川登志雄)

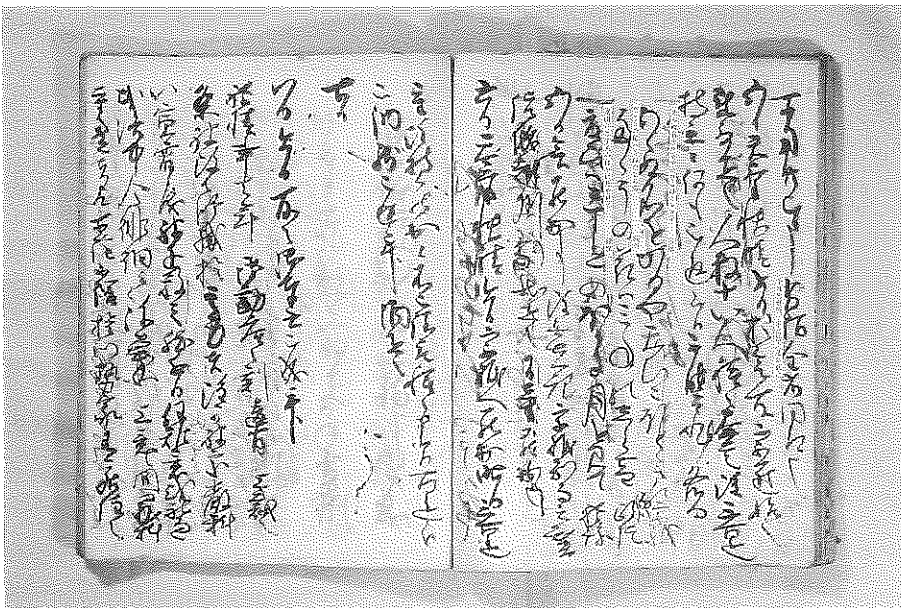


北野天満宮古記録 1

1 正和元年4月10日紅梅殿記録



28 31 36 延徳4年・永正元年・慶長4年引付類 (北野社家日記)



25 長享2年引付 4月5日~8日条 飯尾宗祇北野連歌会の記事



北野天満宮文書古記録類

(法量は表紙の縦×横 単位センチメートル)

年月日	名称	員数	丁数	法量	紙背文書の有無
1 正和元年4月10日	紅梅殿記録	1冊	45丁	28・5×23・5	有
2 (弘安6年～暦応4年)	御簾調進記録	1冊	16丁	27・5×21・0	有
3 永徳元年12月	神輿造替記録	1冊	22丁	27・8×22・3	無
4 永正元年7月	遷宮記	1冊	10丁	27・3×22・1	無
5 永正元年	遷宮記	1冊	7丁	27・3×22・1	無
6 至徳3年2月	神輿中門廻廊等造替記録	1冊	16丁	28・6×23・0	有
7 応安5年8月	北野宮三年一請会条々記録	1冊	22丁	25・0×25・4	有
8 応永5年	三年一請会記録	1冊	78丁	27・9×21・8	無
9 永正元年	祝詞 (応永8年)	1冊	14丁	24・4×21・3	無
10 永正	辻老松社造営記録	1冊	6丁	25・8×21・3	無
11 文正元年6月	旧古引付書拔 (応永31年)	1冊	10丁	25・5×17・5	有
12 嘉吉2年	御神宝注文	1冊	12丁	27・5×21・5	無
13 嘉吉3年	三年一請会記録	1冊	40丁	28・5×21・5	有
※12・13号記録は、合冊されている。					
14 文安2年4月21日	千代徳 (斯波義健) 殿勸請遷宮記録	1冊	10丁	28・8×21・5	有
15 文安2年8月	祭礼引付	1冊	13丁	27・0×21・7	有
16 文安4年	目安等諸記録書拔	1冊	87丁	25・3×21・3	無
17 文安5年	法花堂記録	1冊	15丁	27・6×22・5	有
18 康正3年7月25日	三年一請会停止記録	1冊	22丁	26・8×21・7	無
19 康正3年2月25日	御社参記録	1冊	24丁	27・0×21・5	無
20 文明6年7月26日	神輿動座并回祿記録	1冊	8丁	25・2×18・9	無
21 長享2年6月	神記	1冊	35丁	28・3×22・2	無
22 慶長6年	禪昌公事社法書拔	1冊	10丁	28・5×18・2	有
23 宝徳元年10月1日	日記 (宝徳元年10月1日～12月29日)	1冊	29丁	26・8×21・7	有
24 寛正2年	禪盛記録	1冊	13丁	27・5×22・3	有
25 長享2年1月1日	引付 (長享2年1月1日～12月晦日)	1冊	51丁	27・3×20・5	有
26 長享3年4月1日	引付 (長享3年4月1日～6月29日)	1冊	37丁	27・6×22・7	有
27 長享3年9月1日	引付 (長享3年9月1日～10月30日)	1冊	34丁	27・4×22・4	有
28 延徳4年8月1日	引付 (延徳4年8月1日～9月30日)	1冊	32丁	27・3×22・6	有
29 明応3年3月3日	引付 (明応3年3月3日～4年6月9日)	1冊	60丁	26・3×20・8	有
30 明応8年11月1日	引付 (明応8年11月1日～9年2月28日)	1冊	28丁	25・9×22・4	有
31 永正元年	社家条々引付 (永正元年～12年)	1冊	46丁	27・5×22・6	有
32 天正16年6月	日記 (天正16年6月～17年9月9日)	1冊	32丁	27・0×22・0	有
33 天正17年10月15日	日記 (天正17年10月15日～19年閏1月4日)	1冊	52丁	27・7×21・0	有
34 天正19年5月8日	日記 (天正19年5月8日～7月13日)	1冊	19丁	29・5×23・0	有
35 天正19年10月19日	日記 (天正19年10月19日～12月18日)	1冊	15丁	27・7×21・6	有
36 慶長4年4月1日	社家引付 (慶長4年4月1日～7月7日)	1冊	31丁	28・5×32・0	有
37 慶長6年3月1日	引付 (慶長6年3月1日～6月19日)	1冊	48丁	29・3×21・5	有
38 慶長7年6月25日	引付 (慶長7年6月25日～8月1日)	1冊	5丁	31・5×23・7	有

とくほうぜんけつかんけいしりよ  
特芳禪傑関係資料

二十一点 (歴史資料・指定)

亀岡市蕨田野町太田東谷四〇

宗教法人 龍潭寺

内容 一、絵画 六点(六幅)

一、墨跡・詩文類 六点(五幅、一冊)

一、古文書 九点(五幅、四通)

時代 室町時代・江戸時代

龍潭寺は、亀岡市蕨田野町に所在する臨濟宗寺院で、十五世紀後半に丹波守護細川政元の家臣松井氏が檀那となり、大徳寺・妙心寺などを歴住した特芳禪傑(一四一九―一五〇六)を開山に迎えたことを濫觴とする。寺伝では、特芳の師である雪江宗深(一四〇八―一四八六)が創建した大梅寺を基に堂宇を整え、龍潭寺と改称したというように、創建時には大梅寺と密接な関係にあったものと考えられる。雪江宗深は、細川勝元、政元父子の外護をうけ、応仁の乱で罹災した妙心寺・竜安寺の復興につとめ、両寺の中興として名高い。法嗣に景川宗隆・悟溪宗頓・特芳禪傑・東陽英朝の四人を輩出し、四派四本庵による妙心寺の寺院運営の基礎をつくった。特芳は、竜安寺を拠点に同寺復興を主導していたが、龍潭寺の風情を好み同寺をしばしば訪れたと伝える。また、龍潭寺二世には、特芳の法嗣で妙心寺、竜安寺を歴住した大休宗休(一四六八―一五四九)が襲った。

このような由緒から、龍潭寺には雪江宗深、特芳禪傑及び大休宗休に関する絵画、墨跡・詩文類、古文書が比較的まとまって伝来している。

絵画は、頂相四幅と水墨画二幅が存する。頂相は、雪江一幅(目録番号一)、特芳二幅(二、三)、大休一幅(四)の四幅で、いずれも曲糸に坐す全身像に描かれる。一は、文明五年(一四七三)十一月の雪江六十六歳の自賛像で、この年九月雪江から印可を与えられた特芳の求めに応じて書されたものである。二、三はともに特芳の自賛像であって、二は年未詳で龍潭寺徒の求めに

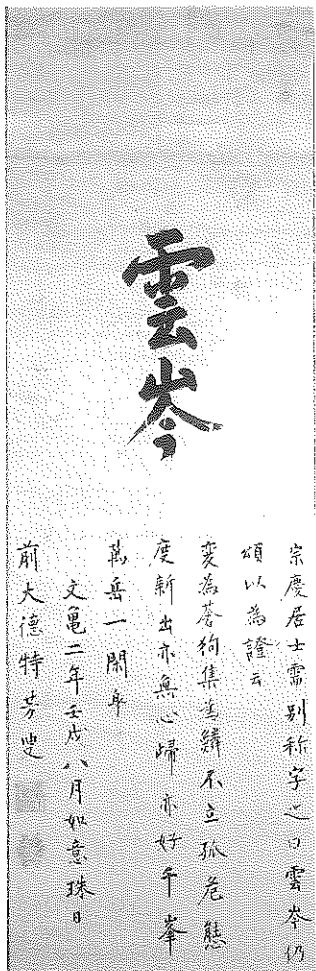
応じ賛したもの、三は延徳二年(一四九〇)に宗棟庵主(鄧林宗棟)の求めに応じて賛した特芳七十二歳の寿像と知られる。一、三は、現存する雪江、特芳の寿像のなかで最若年の遺例であり、両者の風貌、筆跡をよく伝える。四は、十二世特巖禪檀が賛を施した近世中期の像である。水墨画は、特芳賛の山釈迦像(五)と悟溪宗頓賛の徳山像(六)の二幅が存する。

墨跡・詩文類は、墨跡五点(七―一一)、語録一点(一二)の六点を存する。なかでも見桃録(一二)は、花園禅文学の最高峰と称される大休宗休の語録で、大休没後の天文十八年(一五四九)に侍者某が編纂し、享保十九年(一七三四)遠孫比丘等により四巻に重編され、元文二年(一七三七)に刊行された。本書は、年紀、書写者を明らかにしないが、体裁、書風からみて、初編から重編までの間である江戸時代前期の書写本とみられ、初編段階の古写本として貴重である。

古文書は、特芳発給の置文、書状各一点(二三、二四)、龍潭寺領安堵に関する文書四点(一五―一八)など室町時代後期の文書九点(うち二点は近世の写し)が伝存し、龍潭寺の歴史の一齣を窺うことができる。なかでも、文亀元年(一五〇一)の龍潭寺置文(二三)は、特芳が龍潭寺の看院、納所及び侍真の成員を書き上げ、また同寺住持は檀那の計らいのもとに決すること等を定め置いたものであり、当時の龍潭寺の規模、運営を窺うことができる。唯一の史料として注目される。

以上のように、本件は絵画、墨跡・詩文類及び古文書など多様な遺品が伝わり、妙心寺、竜安寺の中興に功績があった特芳禪傑の事績を知るうえにおいて、また室町時代後期における林下寺院の地方展開の様相を今日に伝えて歴史上重要な資料といえよう。

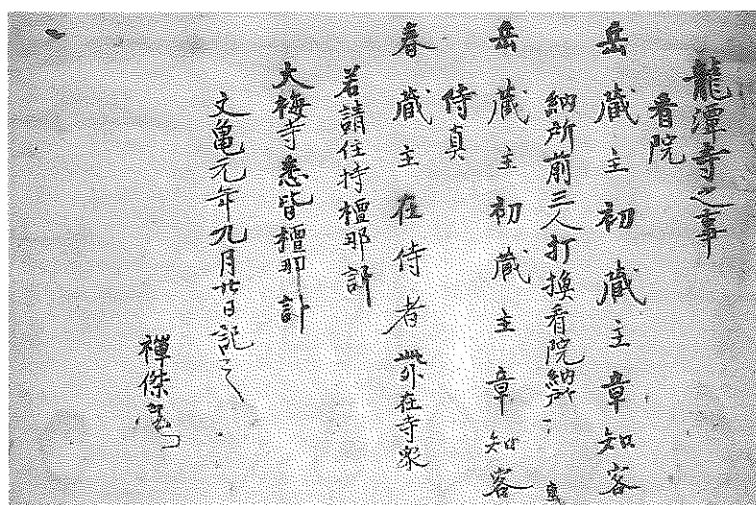
(地主 智彦)



雲岑道号 特芳禅傑筆(8)



絹本著色特芳禅傑像(3)



文龜元年(1501)9月20日 特芳禅傑龍潭寺置文(13)

特芳禪傑關係資料目錄

一、繪画 六点 (六幅)

- 一 絹本著色雪江宗深像 文明五年自贊 掛幅装 一幅 一〇四・二×四六・六 室町時代
- 二 絹本著色特芳禪傑像 自贊 掛幅装 一幅 一〇四・四×四六・二 室町時代
- 三 絹本著色特芳禪傑像 延徳二年自贊 掛幅装 一幅 一〇四・〇×五一・三 室町時代
- 四 紙本著色大休宗休像 掛幅装 一幅 一一四・二×四一・八 江戸時代
- 五 紙本墨画 出山釈迦像 特芳禪傑贊 掛幅装 一幅 一一一・七×四一・八 室町時代
- 六 紙本墨画 德山像 悟溪宗頓贊 掛幅装 一幅 二八・五×四六・七 室町時代

一、墨跡・詩文類 六点 (五幅・一冊)

- 七 応仁二年一〇月二〇日 崇禪寺殿 (細川持賢) 下火法語 掛幅装 一幅 二四・〇×三四・三 室町時代
- 八 文龜二年 八月 雲岑道号 特芳禪傑筆 掛幅装 一幅 七三・二×二七・三 室町時代
- 九 年月日未詳 二行書 景川宗隆筆 掛幅装 一幅 七四・〇×二七・五 室町時代
- 一〇 年月日未詳 二行書 東陽英朝筆 掛幅装 一幅 八九・五×二六・五 室町時代
- 一一 年月日未詳 円覚經文 悟溪宗頓筆 掛幅装 一幅 二二・〇×二〇・八 室町時代
- 一二 年月日未詳 見桃録 袋綴装 一冊 二五・七×二〇・六 江戸時代

一、古文書 九点 (五幅、四通)

- 一三 文龜元年 九月二〇日 特芳禪傑龍潭寺置文 掛幅装 一幅 二六・四×三九・九
- 一四 年未詳 八月 八日 特芳禪傑書狀 (安富筑後守殿 (元家) 宛) 掛幅装 一幅 二四・〇×四〇・六
- 一五 大永三年 九月二七日 細川高国奉行人中沢秀綱奉書 (龍潭寺雜掌宛) 掛幅装 一幅 一三・七×三七・四
- 一六 大永三年 九月二七日 細川高国奉行人中沢秀綱奉書 (内藤弾正忠殿 (貞正) 宛) 折紙 一通 二八・〇×四四・九
- 一七 大永三年一月 七日 丹波国守護代内藤貞正書下 (龍潭寺雜掌宛) 折紙 一通 二六・五×三七・〇
- 一八 年未詳 一〇月二八日 彦五郎永貞書狀 (当寺役者中宛) 掛幅装 一幅 一二・一×三九・七
- 一九 年未詳 三月二八日 本光院宗津書狀 (臨濟寺侍衣閣下宛) 掛幅装 一幅 一三・五×四二・〇
- 二〇 明応四年 三月 細川政元禁制写 豎紙 一通 二八・九×三九・八
- 二一 明応四年 三月 細川政元禁制写 豎紙 一通 二八・九×三九・八

# 無形民俗文化財

おおくりじんじや  
大送神社の綱引き

(登録)

船井郡八木町字日置  
日置区

船井郡八木町字日置は、JR八木駅北東約四キロメートルにある紅葉山(標高三八〇メートル)から流れる馬田川の扇状地として開けたところで、酪農が盛んな六四戸の集落である。ここの氏神大送神社では、毎年一月一七日、区民により綱引きが行われている。

綱引きの準備は、地区の九組が一年交替の輪番制で務めることになっている。材料のわらはは、当番組の人たちが持ち寄り、行事は組長が取り仕切る。一月一七日午前八時、各戸から一人ずつ出て組長宅(または区の作業場)に集合し、手分けをしながら長さ七尋半(約一四メートル)の綱をなっていく。この綱は、昔、村人を困らせた大蛇に擬したもので、片方の端は蛇の頭部に当たると、組長は長さ約一メートルの竹ひごを一六本使って格子状に組み、度できると、組長は長さ約一メートルの竹ひごを一六本使って格子状に組み、その上から和紙を張って三重の円を墨書し弓の的を作る。これは大蛇の目に当たるといふ。綱と的ができあがると準備完了で、綱は蛇がとぐるをまいたように積み上げ、形がくずれないようにわら縄でしばっておく。

夕方四時半頃、袴に衣装を整え提灯を持った組長を先頭に、一同は組長宅から綱や的を持って神社に向かう。神社の鳥居横には太鼓が出され、到着を待っていた社寺係が行事の開始を告げる呼び太鼓を打つ。この太鼓の音を聞いて、地区の人たちも徐々に神社に集まってくる。神社に着いた一同は、本殿に綱などを奉納し、参拝をすませてからまずはじめに弓を行う。鳥居横の広場に綱を置き、大蛇の目に見立てた的をそれに立てかける。弓を持った組

長が、的に向かって三回矢を射るのだが、最初は的をはずれ、次は的の端に当たり、最後に中央を射抜くならわしである。三番目の矢で大蛇の目を射抜くと、的は直ちに破り捨てられる。

弓が終わるといよいよ綱引きである。鳥居の真下が中央となるように綱を南北に広げ、そこに組長が位置する。日置区を東西に走る府道より北に住む人は鳥居の北側で綱の頭側を引き、道より南に住む人は鳥居の南側で綱の尻尾側を引く。太鼓の合図で綱引きが始まり、勝負は中央の組長が判定する。七回綱を引き四回勝った方が勝ちで、勝ち負けはその年の作柄を占うといい、北が勝てば麦(あるいは山)が、南が勝てば米(あるいは田)が豊作になるといわれている。勝負が終わると、綱は社務所の横に運ばれ、蛇がとぐるを巻いたような形にして、来年一月一五日のトンドで燃やすまで、ここに一年間据え置かれる。

行事の由来は不明だが、地元では「推古天皇の時代、大蛇が村に棲んでおり、農作物を荒らして村人を困らせていた。ある日勇敢な武者が通りかかり、村人に頼まれて大蛇退治に向かった。武士は一月一七日一の暗闇(午後五時頃)に強弓を三回射て大蛇を仕留めた。この故事にちなんで行われるようになった。」といっている。

一方、日置区には約四〇〇点の区有文書が残っているが、この中に弘化五年(一八四八)の「武射人数順番勤メ帳」があり、そこに一月一七日の祭礼に弓や的を使用した旨の記載があるので、幕末には行事が実施されていたと考えられる。

年頭に当たって、無病息災、五穀豊穰を祈願する御田、勧請縄、綱引きなどの予祝行事は全国的に広く行われている。今回の綱引きもその中の一例だが、綱引きに関しては京都府内に事例が少なく、唯一精華町祝園の居籠祭で行われている。いずれにしても、大送神社の綱引きは、内容、形態等の点で特色があり、資料的な価値が高い。

(原田三壽)



正装した組長を先頭に神社に向かう



的を大蛇の目に見立て矢を射る



綱引き 全景

# 史跡名勝天然記念物

ちようじやがもりこふん  
長者森古墳

(史跡・指定)

天田郡夜久野町字高内小字麻畑

夜久野町

夜久野町を西から東に流れる牧川沿いの平地は、上夜久野と下夜久野に分けられている。上夜久野の荒堀遺跡では、縄文時代早期から晩期の土器や石器が見つかっているほか、下流の日置遺跡では弥生時代の銅剣形石剣が出土している。古墳時代では、後期には上夜久野や福知山市牧付近に横穴式石室を伴う古墳が盛んに造られた。それらの中で長者森古墳は最大規模のものである。

長者森古墳は、天田郡夜久野町字高内の夜久野町立育英小学校敷地内に位置する。かつて付近には二基の古墳があったと伝えられているが、現在はこの古墳が一基、円形の墳丘と横穴式石室を良好に残している。

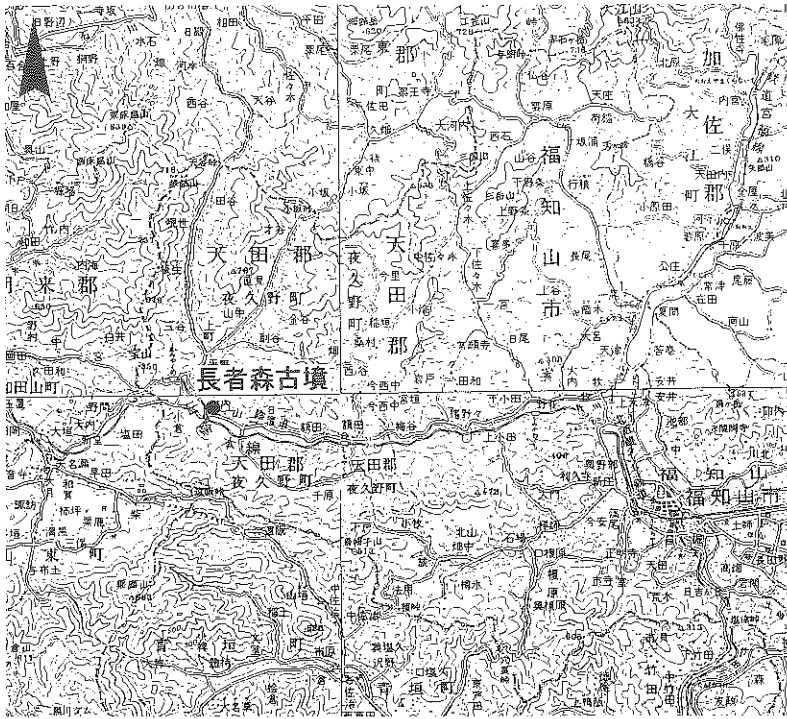
この古墳の立地は、上夜久野地域の東南端、牧川の北側に位置する丘陵先端の段丘面上にあたる。育英小学校の敷地は丘陵地を造成した標高約一一七メートルの高台にあり、当古墳は国道九号線から比高差約一〇メートルの斜路を上がった校門内の校庭の一角にある。

墳丘の現況は、植栽が全体に行われているほか、西及び南側裾付近に教舎の校舎改築記念碑類が設置されている。また、墳丘裾付近には石列が円形に巡っているとともに、墳丘中段及び開口している横穴式石室の入口に、古墳保護のために進入防止用のコンクリート柱と鎖が設置されている。以上のような後世の若干の改変はあるものの、直径約二三メートル、高さ約四・七メートル規模の墳丘は旧状を良く留めているといえる。

内部主体は東南東に向けて開口する大型の両袖式横穴式石室である。その



長者森古墳全景（東南から）



位置図

規模は、全長一二・二メートル、玄室長五・五メートル、同幅二・三メートル、同現存高二・六メートル、羨道長六・七メートル、玄門幅一・一メートルを測る。使用石材は地元で多数ある玄武岩である。なお、石室内の測量調査は行われているが、発掘調査は実施されていないため、本来の床面は更にならあるものと考えられる。また、羨門付近の石組みは後世の修復改変がうかがわれる。玄室内の石積みは奥壁、側壁とも比較的小ぶりの自然石を多用し、やや持ち送りぎみに内傾させて八〇九段積み上げる。傾斜角度は奥壁が一様に約八七度であるのに対して、側壁は全体として約八〇度になる。現床面から約一メートルの高さで内傾斜が強くなり、床から中位までが広い構造になっている。小ぶりの石材が多いなかで、各壁面基底部、両側壁中位部分、

天井部に幅一メートルを越えるやや大きい石材を使って石積を安定させる工夫をしている。天井石は、玄室内が四個、玄門上部から羨道部にかけて六個が確認できる。玄門部左右の袖石は、方柱状の石材を立てているが、天井石まで達しない。

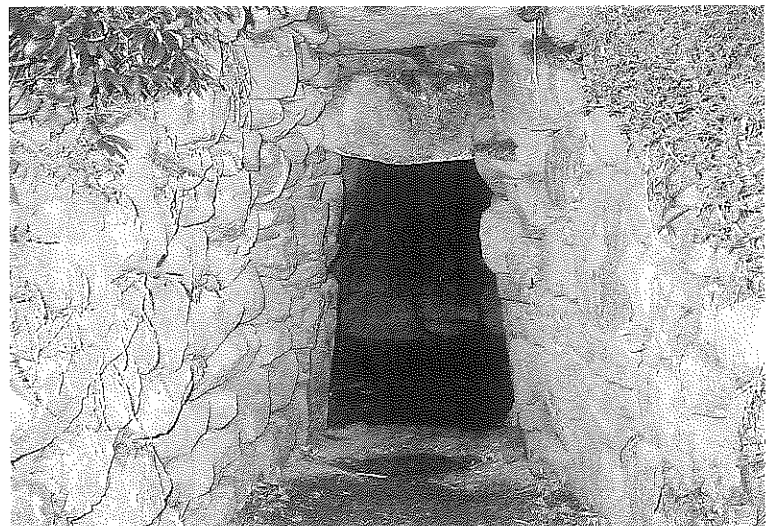
羨道部の側壁は、小ぶりの石を高さ二メートルほどまで積んでいる。その床面は、現状で玄室床面より約〇・三メートル高い。石室の石積みには緩み等もなく、良好な状況を保っている。

なお、現在夜久野町立郷土資料館に展示されている須恵器杯類、鉄刀などが当古墳関係の出土品の可能性もあるが不明である。横穴式石室構造の特徴や先に述べたことから、築造時期は古墳時代後期後半（六世紀後半）と推定できる。

長者森古墳の石室は、後期古墳のなかで、旧丹波国中最大級であり、保存状況も極めて良好である。また、大型の両袖式横穴式石室を持つ近畿地方の事例中でも最古の部類と評価できるなど、京都府の古墳時代を考える上で重要な古墳である。

また、平成四年に夜久野町の史跡に指定され、地域で保護管理されており、町立育英小学校敷地内で郷土学習の教材として活用されていることも特筆される。府内はもちろん近畿地方においても、後期古墳における横穴式石室の変遷を考える上で重要な古墳である。

(有井 広幸)



横穴式石室



# 文化財環境保全地区

たかくらじんじやぶんかざいかんきようほぜんちく  
高倉神社文化財環境保全地区

(決定)

綾部市高倉町奥路四五番他  
宗教法人 高倉神社

高倉神社は、綾部市高倉町に鎮座する旧吉美郷六ヶ村の総社である。治承の乱(一一八〇)後、吉美郷の里(現在の里町)にて死去した後白河天皇第二皇子高倉宮以仁王の御霊を、養和元年(一一八二)九月九日に当地に遷し、高倉天一位大明神として勧請したことに始まる。

境内は東西に細長く、参道入口の東端から本殿の鎮座する西端まで離壇状に高くなっている。参道には社務所や神楽舎をはじめ、石鳥居や燈籠、狛犬などが配され、入口から一直線に延享三年(一七四六)建立の拜殿(旧本殿)や明治期の本殿へとつながる。拜殿の南側や北側には多数の境内社が鎮座し、本殿北側の奥まったところにも、スギの大樹とともに境内社が鎮座する。なお、現在の本殿周辺部は、明治期に造成されたものである。

神社は、福知山盆地東部の盆地を貫流する由良川から北に三キロメートル程離れた場所に位置する。境内地は山麓の谷地形で、斑禰岩の岩盤上の湿潤な立地環境となっており、社叢はスギ・ヒノキの大径高木からなる針葉樹林と、ウラジログシ・ツクバネガシの大径高木からなる常緑広葉樹林とに大別される。針葉樹林は本殿を囲むように帯状に分布し、常緑広葉樹林は本殿北側部分を占めるように分布している。そして、これらの林内に点在する形でイロハモミジの高木がみられ、林床にはクマザサの群落がみられる。

針葉樹林の社叢のなかで、本殿北側奥まったところにある樹高四〇メートルを超える二本のスギ「夫婦杉」は、社叢を外から見たときひとときわ抜きんでる優勢木であり、神楽舎前にあるスギ「御神木」とともに、「綾部自然の会」



境内正面

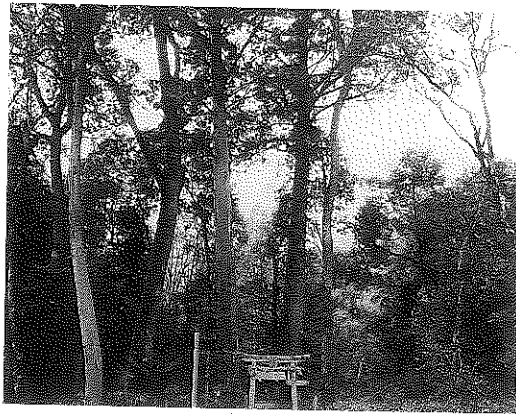
より「綾部の名木一〇〇選」の選定を受けた名木となっている。この他のスギ・ヒノキも樹高三〇メートルを越えるものが多く見られる。その他、低木層にはアオキ、サカキ、ネザサ等、草本層にはクマザサ、フユイチゴ、ミヤマカタバミ等がみられる。

さらに、北側を取り巻くように広がる常緑広葉樹林の社叢は、樹高約三〇メートル、胸高直径六〇〜八〇センチメートルのウラジロガシ、ツクバネガシが高木層を形成している。その下層にはアラカシ、ヤマモミジ、サカキなどが散在するが、樹冠の発達がよく、林内照度の低い場所では、中木層が極めて少なくなり、カシ類の後継樹がみられず、単層林化している。草本層には耐陰性の強いベニシダ、キジノオシダやツル植物のソルアリドオシヤテイカブラ等がみられる。なお、この常緑広葉樹林の社叢地区からは離れているが、手水舎南側にある胸高直径一四〇センチメートル、樹高一二メートルのシラカシは、「綾部の名木一〇〇選」に選定された名木であり、境内地で最大の常緑広葉樹である。

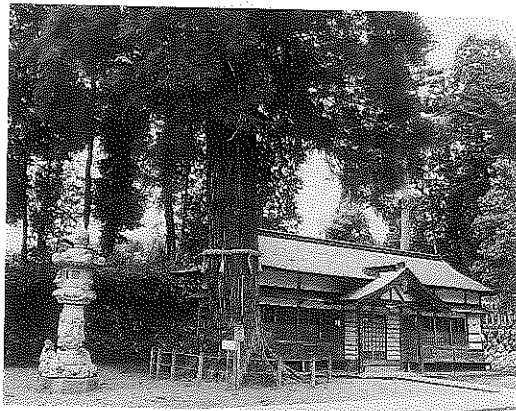
また、本殿南側の緩やかな斜面部にはモウソウチクの竹林がみられる。林内は植被率が高いため薄暗く、低木層にはヤブツバキ等、草本層にはテイカカブラ等の耐陰性の植物が多くみられる。

山麓の谷地に鎮座する高倉神社の社有地約〇・七八ヘクタールは、本殿や拝殿を中心とする境内とそれらを取り囲む社叢が複合して優れた歴史的景観を形成しており、府登録有形文化財建造物の拝殿を保全するためには欠かすことの出来ない重要な地域である。

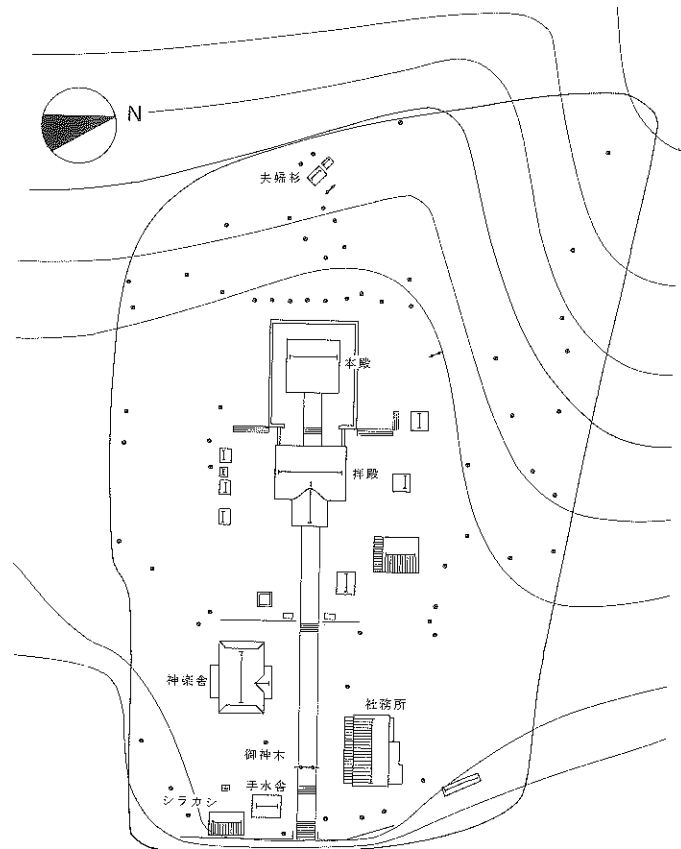
(竹下 弘展)



夫婦杉



御神木



範囲図

京都府指定・登録等文化財市町村別件数一覧

(平成15年2月1日現在)

種別	有形文化財																無形文化財		民俗文化財		史跡	名勝	天然記念物	指小		文化財	保全	選定	合		
	建造物	美術工芸品										小計	有形	無形	指小	登録	指小	登録	決定	決定				計							
		指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録														指定					登録	指定
京都市	36	6	14	11	11				9	4	6		55	5	1		1	1	1	100	6		4	110							
向日市	2	1															1	1		4	1			5							
長岡京市		1	2	4				1	1				8					1		9	1	1		11							
大山崎町		1					1						1							1	1			2							
宇治市	7	3		3	1			2	1				7	1				1	2	1	19	3	2		24						
城陽市		4		2								1	2	1			2			1	2	8	4		14						
八幡市	2	2		1	2			1					4					1	1	1	9	2	2		13						
京田辺市	1	5		2				1	1	1			4	2							5	7	6		18						
久御山町		1							1				1									3			3						
井手町	1	1			1				1				1	1						1	3	2	2		7						
宇治田原町		2																				3	2		5						
山城町	2	3	1		1								1								2	5	3		10						
木津町		3		1									1	1							3	5	2		10						
加茂町	1	2		3	1	1							7	3			3	3	1	1	9	10	3		22						
笠置町		2		2			1	1					2					1			2	3	1		6						
和束町		1	2										2				2	1		1	3	4	1		8						
精華町		1			1								1					1			2	1	1		4						
南山城村		2	2						1				2	1				1			3	3	1		7						
京北町	1			1						1			2					1	1	2	1	1	1		9						
美山町	1	1	1	0									1						8		2	9	2		13						
亀岡市	2	6	1	1	2	2		1			2		7	2			1	2	2	3	14	11	6		31						
園部町	2	2			1	1		1	1				3	1					1	1	7	3	1		11						
八木町	1	2																1	1	1	3	3	2		8						
丹波町		1	2	2	1	1		1	1				6	2							6	3	1		10						
日吉町		1		1		1	1						1	2				1	1		2	4	1		7						
瑞穂町		2		1									1								1	3	1		5						
和知町								1					1					1	2		2	2			4						
綾部市	5	7	1		1	2			1				3	2	1			3	1	1	11	12	5		28						
福知山市	3	2	2		2	2	4						10	1				4	1		14	7	3		24						
舞鶴市	6	2	3		2	1	3	2					9	2			1	1	11	1	17	16	3		37						
夜久野町		1																1	1	1	2	2			4						
三和町	1	1														1			1		2	2	2		6						
大江町		1				2							1	2						1	3	2			5						
宮津市	6	1	3	2	2	1	2	3	1	1	1		14	2			3	2	2	3	1	26	8	1	35						
加悦町	2		1		1								2					1	2	2	1	9	1		10						
岩滝町																			1			1			1						
伊根町		1	1								1		1						2	5		3	6		9						
野田川町		1																	1		1	2	1		4						
峰山町			1		1								1	2					2	1	2	4			6						
大宮町			4						1				1	4				1	1	1	3	5			8						
網野町		1																				1			1						
丹後町		1		2	1								1	2					3		1	6	1		8						
弥栄町		1			8	1			1	1			2					3	2		7	1			8						
久美浜町	2	1	3	1	2			1	1	1	1		9	1				5	1	1	13	7	1		21						
地域定めず																				5	5				5						
合計	84	75	41	8	37	33	9	7	1	31	8	14	10	1	173	36	7	2	12	19	66	19	16	14	6	334	195	63	4	596	
	159		49		45					39		15			209		7			14		85		19		16	20	529			

国指定文化財に指定されたため京都府の指定（登録）が解除（取消し）となった件数、重要文化財及び府指定文化財に指定並びに文化財の焼失により府の登録が取消しとなった件数は含まない。

# 京都府指定・登録等文化財・文化財環境保全地区及び選定保存技術件数一覧

(平成15年2月1日現在)

種別	有形文化財											無形文化財	無形民俗文化財			記念物			合計	文化財環境保全地区(選定)	選定保存技術(選定)	総合計										
	建造物		美術工芸品										風俗習慣	民俗芸能	小計	史跡	名勝	天然記念物					小計									
	件数	棟数	絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	古文書	考古資料	歴史資料	小計																						
指	57	△1	△5				△1	△1						(認定1)	△1		△1				△4			△4	55							
	58	△2	△3													2	4	6	2	3	1	6	△2	38	9	△2	47					
	59	△1	△3						△1						1	1	6	7	2	3	1	△1	△3	31	11	△3	42					
	60	△1	△2					△1											△1			△1	△3	31		△1	△3	27				
	61	△1	△15																	2	1	2	5	18	5	△1	23					
	62																						△1	18	4	△1	22					
	63																									(認定2)	1	18				
	元																						△1	16	1		△2	17				
	2																									(認定2)	△1	△1	22			
	3																										(認定4)	△2	△3	23		
	4	△1	△4																									△1	10			
	5																											1	12			
	6																											(認定0)	△1	15		
7																											(認定2)	9	13			
8																											(認定2)	△1	15			
9																											(認定2)	1	14			
10																													13			
11																													10			
12																												△1	△2	14		
13																													1	14		
計	△7	△32					△1	△4	△1	△1	△9	(認定12)	△4	11	△1	7	13	△1	△1	△1	△1	△1	△2	△23	357	63	(認定8)	△3	(認定20)	△26	427	
登	57	▲2	▲7																									▲3	▲3	43		
	58																													19		
	59	▲1	▲1																									▲1		▲1	19	
	60																													14		
	61																													23		
	62																													16		
	63																													6		
	元																													12		
	2																													8		
	3																													3		
	4	▲1	▲1																											▲1	9	
	5																													3		
	6																													3		
7																													3			
8																													3			
9																													4			
10																													4			
11																													5			
12																													▲1	2		
13																													▲1	2		
計	▲4	▲9					▲1	▲1				▲1	▲1	38	(認定12)	▲4	12	22	44	66				▲1	▲5	201		(認定8)	▲3	(認定20)	▲27	291
合計	△7	△32					△1	△4	△1	△1	△10	(認定12)	△4	44	△1	7	13	△1	△1	△1	△1	△2	△24	558	63	(認定8)	△3	(認定20)	△27	628		

(注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。  
 (2) △印は、重要文化財等に指定されたため、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。  
 (3) ▲印は、重要文化財等又は府指定文化財に指定並びに文化財の焼失により、京都府の登録が取消となった件数(棟数)で内数である。  
 (4) 無形文化財及び選定保存技術側の保持(保存)団体の認定数( )は、件数に含めない。

京都府の文化財（第二〇集）

平成十五年二月発行

発行 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府教育委員会

編集 京都府教育庁指導部

文化財保護課

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています